

予算特別委員会資料

令和3年度予算説明書

建設局

目 次

	頁
I 建設局予算の概要	1
II 建設局所管歳入歳出予算総括表	11
III 一般会計	13
1. 歳入歳出予算一覧表	13
2. 歳入予算の説明	14
3. 歳出予算一覧表	18
4. 歳出予算の説明	20
5. 債務負担行為	30
IV 駐車場事業費	31
1. 歳入歳出予算一覧表	31
2. 歳入予算の説明	32
3. 歳出予算一覧表	33
4. 歳出予算の説明	34
V 下水道事業会計	35
1. 業務の予定量	35
2. 収入支出一覧	36
3. 予算実施計画の説明	37
4. 令和3年度神戸市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書	41
5. 令和3年度神戸市下水道事業会計予定貸借対照表	42
6. 令和2年度神戸市下水道事業会計予定貸借対照表	44
7. 債務負担行為	46
8. 企業債	47
9. 一時借入金	47
10. 予定支出の各項の経費の金額の流用	47
11. 他会計からの補助金	47
12. たな卸資産購入限度額	47

VI	工事計画表	49
VII	関連議案	69
第 17 号議案	神戸市道路公社が六甲有料道路事業，六甲北有料道路事業及び六甲北有料道路 2 期事業の変更等許可申請をすることに同意する件	69
第 18 号議案	神戸市道路公社の定款変更の認可を共同申請する件	78
第 19 号議案	道路法第 24 条の 2 第 1 項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例の件	83

I 建設局予算の概要

I 建設局予算の概要

<総括事項>

建設局では、市民の生命と財産を守りつつ、市民生活をより快適なものにするための施策を進めている。

近年、台風による大雨や集中豪雨等により大きな被害が発生しており、自然災害から市民生活を守るための対策や啓発が強く求められている。また、老朽化した橋梁等の社会インフラの適切な維持管理により、安全・安心を確保していく必要がある。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響は現在も続いており、新しい生活様式が推奨されている。

このような状況を踏まえ、令和3年度は「健康・安全を守る」、「街と地域を創る」、「陸・海・空の拠点を創る」を施策の柱として、自然災害から市民生活を守り、社会インフラの適切な維持管理により安全・安心を確保するとともに、with コロナ時代、さらにポスト・コロナ時代に対応しつつ、スピード感をもって公共空間のリノベーションや経済基盤の構築など、暮らしと都市の価値を高めることにより、「海と山が育むグローバル貢献都市」の実現に向けて確かな歩みを進める。

<主要な事業の概要>

1. 健康・安全を守る

(1) 災害に強い都市づくり

【道路関連事業】

大雨や集中豪雨等による道路法面の崩壊を未然に防ぐために、六甲山エリアを中心とした道路防災対策を引き続き実施するとともに、雨量規制による通行止め等の課題がある国道428号（箕谷北）の抜本的な改良を進め、自然災害に強い道路ネットワークの確保を目指す。令和元年12月に策定した「神戸市無電柱化推進計画」に基づき、着実に無電柱化事業を推進する。

【治山・砂防関連事業】

国や兵庫県と連携し砂防事業等を促進していくとともに、土砂災害特別警戒区域等を含む市有地の斜面对策を計画的に進める。民有地における崩壊したがけや危険な擁壁に対する応急対策助成を引き続き行うとともに、土砂災害特別警戒区域内の住宅等の移転・改修支援制度の周知を行い、活用を推進する。

【治水関連事業】

まちの治水安全度を高めるため、妙法寺川等において、都市基盤河川改修事業を引き続き実施するとともに、河川改修に貯留施設の活用を含め、鎌ヶ谷川等において準用・普通河川改修事業を実施する。

また、平成30年台風21号で高潮被害が発生した天神川について、兵庫県が策定した「兵庫県高潮対策10箇年計画」の内容を踏まえ、護岸の嵩上げ工事を実施する。

【内水氾濫対策事業】

台風による高潮位が原因で浸水被害が発生した神戸駅周辺地区において、設計施工一括方式（DB方式）を採用し、ポンプ場及び雨水幹線の整備等の浸水対策を推進する。

さらに、高潮時に内水圧がかかる雨水幹線のうち構造強化などが必要な箇所や、西河原地区（西区）等特に浸水の危険性の高い低地盤地区において、引き続き必要な対策を実施するほか、雨水浸水対策基本方針を策定し、地区別に浸水対策の基本検討を行う。

【啓発関連事業】

市民の防災意識の啓発を図るため、広報紙「くらしの防災ガイド」を市内全戸に配布する。

（2）六甲山森林整備戦略

六甲山を緑豊かな美しい森として次世代に引き継ぐため、「六甲山森林整備戦略」に基づき、私有林を含めた六甲山全体の森林整備や発生材の活用など総合的な事業を展開する。

災害に強い森づくりを進めるため、市有林の整備と県民緑税事業や森林環境譲与税等を活用した私有林の整備を促進する。

また、関係部局等と連携し、公共施設等への発生材の利活用や、市民への森林整備・木材利用の普及啓発を進める。



私有林の整備（下唐櫃地域）



発生材の利活用（六甲最高峰トイレ）

（3）道路・橋梁・トンネルの安全対策

橋梁・トンネルについては、道路法に基づく定期点検を実施し、発見された損傷箇所を計画的に修繕するメンテナンスサイクルを確立し、効率的・効果的に維持管理を行う。また、緊急輸送道路において、橋梁の耐震化を進めるとともに、路面下空洞調査を計画的に実施し発見した空洞を速やかに補修する。



橋梁点検



トンネル点検

(4) 道路附属物等の計画的な更新

将来のインフラ維持管理コストを低減させ、限られた財源の有効活用を図るため、道路案内標識の再配置を検討し実施する。

また、一般街路灯については、賃貸借事業を活用して市内全数のLED化と大幅な増設に取り組んでおり、令和3年度から開始する保守契約により、適切な維持管理を行う。

さらに、私道の街灯助成事業について、地域団体が街灯を新設または取り替える際の助成額を増額し、私道の街灯についてもLED化を推進する。

(5) 公園リノベーション事業

公園をとりまく社会情勢の変化や市民の多様なニーズに対応するため、子育て世代が親子で楽しめる「子どもの遊び場拠点」を整備する。また、公園のトイレを誰もが安心して利用できるように、バリアフリー化や洋式化等を行う「公園トイレチェンジアクション」を推進する。

また、新神戸駅前広場再整備事業と連携して、生田川公園の再整備のための設計を行うとともに、Park-PFI等の公民連携事業のさらなる導入や、地域特性を活かした公園の転活用を進める。



子どもの遊び場拠点の整備（湊川公園）



公園トイレチェンジアクション（鈴蘭公園）

(6) 公園緑地施設の計画的な更新

公園緑地の安全を維持しつつ将来の公園管理コストを低減するため、老朽化した遊具や、体育館等の公園施設の計画的な改築更新を、公園施設長寿命化計画に基づき推進するとともに、利用の少ない施設や不要な植栽の撤去を進める。

また、街路樹については、危険木等の撤去や樹種転換を進める街路樹再整備を推進する。

(7) 西部処理場北系整備

昭和 40 年に供用を開始した西部処理場は、耐用年数である 50 年を経過し、施設の老朽化が進み、耐震性能が不足していることから、西部処理場 1 系の代替施設となる北系水処理施設等の築造工事を進める。



西部処理場北系整備

(8) 魚崎ポンプ場改築更新

昭和 37 年に供用を開始した魚崎ポンプ場は、耐用年数である 50 年を経過し、また、阪神・淡路大震災により、躯体の劣化が著しく、耐震性能が不足していることから、改築更新を実施する。

改築更新については、設計施工一括発注方式（DB方式）を採用し、現ポンプ場を供用しながら段階的に新ポンプ場に切り替えを進める。

(9) ポートアイランド処理場改築更新

昭和 55 年に供用を開始したポートアイランド処理場は、施設の老朽化が進み、耐震性能が不足していることから民間活力を導入した改築及び維持管理の一括発注（DBO方式）を行う。令和 3 年度は事業者決定に向けた手続きを引き続き行う。

(10) 東灘処理場汚泥処理施設への民間活力導入

東灘処理場では、汚泥脱水機等が順次耐用年数を超過するため、今後は計画的な改築が必要となる。また、都市ガス導管注入事業は実証期間が終了することから、新たな消化ガス有効利用を開始する必要がある。令和 3 年度は、汚泥脱水機等を含む汚泥処理施設の改築・維持管理・消化ガス有効利用事業を民間活力の導入により、一体で実施するべく事業者決定に向けた手続きを進める。

2. 街と地域を創る

(1) 駅周辺のリノベーション

「まちの顔」である駅前広場を魅力ある空間へリニューアルすることで、まちやくらしの質を高め、都市ブランドの向上を図る。

西神中央駅では、ロータリーの再編と植栽のリニューアル等の設計・工事を、垂水駅では、一般車ロータリー、立体駐輪場整備や植栽リニューアル等の設計・工事と、新垂水体育館への安全で快適な歩行者経路の整備を、名谷駅では、ロータリーの再編等に向けた設計や、子どもの遊び場拠点として落合中央公園を再整備するための設計を行う。

また、神戸駅や岡場駅においては、ロータリー再編等に向けて設計を行うとともに、周辺道路の改修等を行う。さらに、灘駅、高速長田駅、鷹取駅においても駅前空間の高質化に向けて設計等を行う。



西神中央駅西側広場イメージ



灘駅南側広場イメージ

(2) 便利で快適な移動を支える自転車施策の総合的な推進

自転車と歩行者の双方に安全で快適な道路空間を創出し、街の安全と魅力向上を図るとともに、市民の身近な交通手段である自転車の活用により地域課題の解決を図る。

駐輪場では、引き続き子育て支援として、未就学児の保護者等及び小学生以下の子どもを対象に使用料の減額を行うとともに、キャッシュレス決済の導入により、より利用しやすい駐輪場を目指す。また、市内各駅の駅前再整備にあわせ、駐輪場の再整備に取り組む。さらに、放置自転車対策を強化するため、駐輪指導業務・撤去業務等の一体委託を実施する。

自転車走行空間については、東灘芦屋線において自転車道を整備し、安全快適な走行環境の創出を図る。さらに、神出山田自転車道において、シェアサイクルを引き続き試行実施するなど継続的な利活用に向けた取り組みを推進する。



神出山田自転車道 「BE KOBE」モニュメント

(3) 道路ネットワークの整備

都市の円滑な交通を支えるとともに、良好な市街地の形成を図るため、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動の基盤となる道路ネットワークとして、山手幹線や、垂水妙法寺線，須磨多聞線，神戸三田線（有馬口）等の整備を推進する。

また，慢性的な渋滞が発生している小東山6丁目交差点周辺や神戸三田線（皆森～谷上駅前），商大線（高丸），神戸三木線（西盛口）において，渋滞解消に向けた対策を推進する。



垂水妙法寺線



神戸三田線

(4) 質の高い道路空間づくり

若年層や高齢者等誰もが暮らしやすく，また国内外から様々な人々が訪れ交流する街とするため，都心部や市内各地の坂道，医療・福祉施設等周辺の経路においてベンチや手すりを設置する。

また，HAT神戸において，東部新都心東西線の道路照明施設を夜間景観に配慮し，整備を行うとともに，歩道橋のライトアップを実施する。



港島中町（ベンチ設置）

(5) 六甲山・摩耶山の活性化

観光客やハイカーの利便性の向上を図るため、主要なハイキング道において、案内板や解説板等の整備を行うとともに、階段の補修等により歩行空間の整備を行う。



案内板（例：大師道（だいしみち））



歩行空間の整備（青谷道（あおたにみち））

(6) 海浜公園の再整備

須磨海浜公園エリア全体が、家族連れをはじめとする市民や観光客等の多様な人でにぎわうよう、Park-PFI制度による民間の資金とノウハウを活かした水族園及び海浜公園の再整備を推進する。



事業区域全体イメージ



園地イメージ

(7) 異常高温対策

夏季の異常高温対策として、昨年夏に引き続き、都心部の道路や公園でミストの設置や散水を行う。また、神戸高専、神戸大学と連携し、クールベンチの設置や温度可視化システムの構築、自動散水ロボットの実証実験など新技術を活用した対策に取り組む。



フラワークールスポット事例（しあわせの村）

(8) 動物園の魅力向上

ジャイアントパンダの共同飼育繁殖研究の継続について中国側と協議を進めていくとともに、with コロナを踏まえて感染拡大防止対策の徹底を図り、動物園に求められている役割を果たしていく。また、入園ゲート等にキャッシュレス機能を導入し来園者サービスの向上に取り組む。



王子動物園



令和2年7月に生まれたキリン

3. 陸・海・空の拠点を創る

(1) 都心三宮・ウォーターフロントの再整備

都心の新たな憩いとにぎわいの創出を図るため、三宮中央通り地下通路の美装化を行い、「変化に富んだ歩いて楽しい空間」へとリニューアルする。北野坂（山手幹線以北）において、人中心のウォーカブルな道路空間創出に向けた設計を行う。

また、都心とウォーターフロントの回遊性向上や歩行者の移動円滑化を図るため、税関前歩道橋の架け替えを進め、「渡りたくなる歩道橋」へとリニューアルするとともに、ハーバーランド東ブリッジの改良に向けた設計を実施する。さらに、再整備を行う東遊園地と三宮駐車場地下通路をつなぐエレベーター設置などに向けた設計を行う。

都心の交通拠点への重要な南北動線である生田川右岸線については、機能強化を図るため、車線数の増加や交差点改良を進める。



三宮中央通り地下通路のリニューアルイメージ

(2) 広域幹線道路（大阪湾岸道路西伸部など）の整備促進

阪神高速神戸線や第二神明道路の慢性的な渋滞を解消し、企業集積や観光振興など企業活動の活性化等により、神戸さらには関西全体の経済を発展させるため、ミッシングリンクとなっている大阪湾岸道路西伸部や神戸西バイパスなどの整備を促進する。

(3) 東遊園地・磯上公園再整備

都心の活性化や都心ウォーターフロントへの回遊性向上を図るため、東遊園地では再整備工事に着手するとともに、Park-PFI制度を活用した民間事業者によるにぎわい拠点施設の整備を行う。

また、磯上公園は新体育館の整備に合わせて公園の魅力向上を図るため、再整備に向けた設計を行う。



芝生ひろばとにぎわい拠点施設イメージ（東遊園地）

II 建設局所管歳入歳出予算総括表

II 建設局所管歳入歳出予算総括表

(単位 千円)

歳 入				歳 出			
会計別	本 年 度	前 年 度	伸 率	会計別	本 年 度	前 年 度	伸 率
一 般 会 計	35,740,563	26,930,933	32.7 %	一 般 会 計	47,736,953	40,395,066	18.2 %
駐 車 場 事 業 費	1,002,596	982,289	2.1	駐 車 場 事 業 費	1,002,596	982,289	2.1
下 水 道 事 業 会 計	52,506,893	53,974,697	△ 2.7	下 水 道 事 業 会 計	63,486,310	67,647,719	△ 6.2
収 益 の 収 入	34,726,870	36,412,906	△ 4.6	収 益 の 支 出	34,443,884	35,018,792	△ 1.6
資 本 の 収 入	17,780,023	17,561,791	1.2	資 本 の 支 出	29,042,426	32,628,927	△ 11.0
合 計	89,250,052	81,887,919	9.0	合 計	112,225,859	109,025,074	2.9

Ⅲ 一 般 会 計

Ⅲ 一般会計

1. 歳入歳出予算一覧表

(単位 千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
16	分担金及 負担金	150,456	9	土木費	44,721,220
	1 負担金	150,456		1 土木総務費	5,553,727
17	使用料及 手数料	5,449,406		2 道路橋梁費	6,019,439
	1 使用料	5,377,591		3 道路橋梁 整備費	22,910,237
	2 手数料	71,815		4 公園緑地費	5,026,457
18	国庫支出金	5,969,695		5 公園緑地 整備費	3,256,355
	1 負担金	5,969,695		6 河川砂防費	1,955,005
19	県支出金	376,779	10	都市計画費	2,157,809
	1 負担金	271,390		4 街路事業費	2,157,809
	2 補助金	105,389	13	教育費	856,924
20	財産収入	4,165,262		11 社会教育費	856,924
	1 財産運用収入	349,615	14	災害復旧費	1,000
	2 財産売払収入	3,810,783		1 災害復旧費	1,000
	3 基金収入	4,864			
21	寄附金	243,740			
	1 寄附金	243,740			
22	繰入金	817,687			
	2 基金繰入金	817,687			
24	諸収入	403,538			
	4 受託事業収入	27,197			
	5 貸付金 元利収入	46,667			
	7 雑入	329,674			
25	市債	18,164,000			
	1 市債	18,164,000			
	合 計	35,740,563		合 計	47,736,953

2. 歳入予算の説明

(単位 千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
16 分担金及負担金	150,456	275,315	△124,859	
1 負担金	150,456	275,315	△124,859	
3 土木費負担金	150,456	106,315	44,141	
1 道路整備費負担金	85,595	96,613	△11,018	
2 公園整備費負担金	2,676	4,263	△1,587	
3 河川整備費負担金	62,145	5,439	56,706	
4 治山砂防費 共通管理	40	-	40	
5 開発者負担金	-	169,000	△169,000	
△ 道路	-	169,000	△169,000	
17 使用料及手数料	5,449,406	5,565,996	△116,590	
1 使用料	5,377,591	5,479,898	△102,307	
8 土木使用料	4,887,237	4,987,828	△100,591	
1 道路	3,320,243	3,397,348	△77,105	道路占用料等
2 河川	13,045	13,045	-	河川占用料
3 公園	940,608	928,299	12,309	公園使用料
4 自転車駐車場	613,341	649,136	△35,795	自転車駐車場使用料
10 教育使用料	490,354	492,070	△1,716	
8 動物園	490,354	492,070	△1,716	入園料等
2 手数料	71,815	86,098	△14,283	
1 証紙収入	70,211	84,514	△14,303	
1 証紙収入	70,211	84,514	△14,303	(会計室所管) 屋外広告物許可, 特殊車両通行許可等
8 土木手数料	1,604	1,584	20	
1 宅地造成等許可	1,604	1,584	20	許可手数料
18 国庫支出金	5,969,695	4,607,296	1,362,399	
1 負担金	5,969,695	4,607,296	1,362,399	
3 土木費負担金	5,200,685	3,793,406	1,407,279	
1 道路橋梁費負担金	1,306,000	382,500	923,500	認証額の10/10又は1/2
2 道路改良費負担金	1,761,819	1,656,200	105,619	認証額の5.5/10又は1/2
3 橋梁整備費負担金	821,200	902,000	△80,800	認証額の5.5/10

(単位 千円)

款 項 目 節		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
	4 交通安全施設費 負担金	576,884	270,450	306,434	認証額の5.5/10又は1/2
	5 公園整備費 負担金	538,132	382,830	155,302	認証額の1/2又は1/3
	6 河川改修費 負担金	183,000	183,000	-	認証額の1/3
	7 防災安全対策費 負担金	13,650	16,426	△2,776	認証額の1/2
	4 都市計画費負担金	769,010	813,890	△44,880	
	1 街路築造費 負担金	769,010	813,890	△44,880	認証額の5.5/10
19	県 支 出 金	376,779	345,208	31,571	
	1 負 担 金	271,390	233,621	37,769	
	2 土 木 費 負 担 金	271,390	233,621	37,769	
	1 道路橋梁費 負担金	39,831	35,081	4,750	認証額の1/4又は1/2
	2 河川改修費 負担金	183,000	183,000	-	認証額の1/3
	3 治山砂防費 負担金	48,559	15,540	33,019	補助率2/3以内
	2 補 助 金	105,389	111,587	△6,198	
	7 土 木 費 補 助	105,389	111,587	△6,198	
	1 害虫駆除費補助	21,167	15,638	5,529	補助率10/10, 7/10又は1/2
	2 造林事業費補助	84,222	87,699	△3,477	補助率7/10
	△ 自然公園等 整備費補助	-	8,250	△8,250	補助率1/2
20	財 産 収 入	4,165,262	665,340	3,499,922	
	1 財 産 運 用 収 入	349,615	346,599	3,016	
	1 貸 地 料	296,227	286,413	9,814	
	1 市 有 林	20,112	21,050	△938	市有林貸地料
	3 一 般 土 地	276,115	265,363	10,752	交通センタービル等貸地料
	2 貸 家 料	1,665	1,651	14	
	7 一 般 建 物	1,665	1,651	14	自動販売機設置料
	3 投 資 財 産 収 入	-	2,425	△2,425	
	△ 株 式 配 当 金	-	2,425	△2,425	神戸地下街(株)株式配当金
	4 其 他 財 産 運 用 収 入	51,723	56,110	△4,387	
	2 施 設 命 名 権	51,723	56,110	△4,387	御崎公園球技場, 神戸総合運動公園野球場等

(単位 千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
2 財 産 売 払 収 入	3,810,783	313,777	3,497,006	
1 土 地 売 却 代	302,927	300,437	2,490	
1 廃 道 敷	26,227	20,167	6,060	不用道路敷売却代
2 都 市 計 画 用 地	100,000	100,000	-	都市計画事業用地売却代
3 一 般 土 地	176,700	180,270	△3,570	一般市有土地売却代
3 物 品 売 却 代	7,856	13,340	△5,484	
4 建 設 局	7,856	13,340	△5,484	不用物品売却代
4 出 資 金 返 還 収 入	3,500,000	-	3,500,000	
1 出 資 金 返 還 収 入	3,500,000	-	3,500,000	
3 基 金 収 入	4,864	4,964	△100	
1 基 金 収 入	4,864	4,964	△100	
8 公 園 緑 地 事 業 等 基 金	4,864	4,964	△100	預金利子等
21 寄 附 金	243,740	214,300	29,440	
1 寄 附 金	243,740	214,300	29,440	
1 土 木 寄 附	243,740	214,300	29,440	
1 公 園	243,740	214,300	29,440	公園緑地事業等に対する寄附
22 繰 入 金	817,687	414,012	403,675	
2 基 金 繰 入 金	817,687	414,012	403,675	
1 基 金 繰 入 金	817,687	414,012	403,675	
1 都 市 整 備 等 基 金 繰 入	669,294	354,519	314,775	都市整備等基金繰入金
7 公 園 緑 地 事 業 等 基 金 繰 入	143,393	19,493	123,900	公園緑地事業等基金繰入金
9 ハーバーランド運 営 等 基 金 繰 入	5,000	40,000	△35,000	ハーバーランド運営等基金繰入金
24 諸 収 入	403,538	425,466	△21,928	
4 受 託 事 業 収 入	27,197	50,009	△22,812	
1 土 木 事 業 受 託 収 入	27,197	50,009	△22,812	
1 道 路	27,197	50,009	△22,812	道路掘削跡管理者復旧等受託収入
5 貸 付 金 元 利 収 入	46,667	46,667	-	
3 其 他 貸 付 金 返 還 金	46,667	46,667	-	
9 阪 神 高 速 道 路 貸 付 金	46,667	46,667	-	阪神高速道路貸付金返還金

(単位 千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
7 雑 入	329,674	328,790	884	
2 延滞金加算金 及 過 料	10	10	-	
2 道 路	10	10	-	道路占用料延滞金
4 弁 償 金	100	100	-	
4 土 木 施 設 毀 損	100	100	-	土木施設毀損弁償金
5 償 還 金	18,234	18,410	△176	
24 土 木 施 設	5,689	7,714	△2,025	電気使用料等の実費償還金
25 動 物 園	12,545	10,696	1,849	電気使用料等の実費償還金
7 補 償 金	2,252	3,229	△977	
1 土 木 施 設	2,252	3,229	△977	市有林線下補償金
9 雑 入	309,078	307,041	2,037	
12 建 設 局	309,078	307,041	2,037	道路掘削跡自社復旧工事監督料等
25 市 債	18,164,000	14,418,000	3,746,000	(行財政局所管)
1 市 債	18,164,000	14,418,000	3,746,000	
4 土 木 債	17,025,000	13,400,000	3,625,000	
1 道 路 整 備 債 事 業 公 債	14,383,000	10,968,000	3,415,000	
2 公 園 整 備 債 事 業 公 債	1,435,000	1,402,000	33,000	
3 河 川 整 備 債 事 業 公 債	1,119,000	1,020,000	99,000	
6 自 然 災 害 防 止 事 業 公 債	88,000	10,000	78,000	
5 都 市 計 画 債	1,139,000	1,018,000	121,000	
2 街 路 事 業 公 債	1,139,000	1,018,000	121,000	
合 計	35,740,563	26,930,933	8,809,630	

3. 歳出予算一覧表

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
9 土 木 費	44,721,220	37,490,611	7,230,609	
1 土 木 総 務 費	5,553,727	5,689,308	△135,581	
1 職 員 費	5,201,890	5,398,369	△196,479	
2 土 木 総 務 費	204,261	192,583	11,678	
3 防 災 安 全 対 策 費	147,576	98,356	49,220	
2 道 路 橋 梁 費	6,019,439	2,527,549	3,491,890	
1 道 路 橋 梁 費	4,865,799	1,271,909	3,593,890	
2 街 灯 費	1,129,130	1,231,130	△102,000	
3 私 道 対 策 費	24,510	24,510	-	
3 道 路 橋 梁 整 備 費	22,910,237	19,285,971	3,624,266	
1 調 査 費	16,578	140,503	△123,925	
2 広 域 幹 線 道 路 対 策 費	1,307,690	398,000	909,690	
3 道 路 改 良 費	12,798,013	8,967,966	3,830,047	
4 道 路 補 修 費	3,994,352	4,727,685	△733,333	
5 橋 梁 整 備 費	2,980,802	2,816,974	163,828	
6 交 通 安 全 施 設 費	1,789,667	2,189,335	△399,668	
7 受 託 工 事 費	23,135	45,508	△22,373	
4 公 園 緑 地 費	5,026,457	5,015,260	11,197	
1 公 園 街 路 樹 費	2,950,497	3,316,646	△366,149	
2 六 甲 国 立 公 園 費	97,444	108,580	△11,136	
3 有 料 公 園 等 管 理 費	1,978,516	1,590,034	388,482	
5 公 園 緑 地 整 備 費	3,256,355	3,173,977	82,378	
1 公 園 整 備 費	2,556,277	2,113,610	442,667	
2 み ど り の 聖 域 推 進 費	449,763	590,550	△140,787	
3 緑 化 推 進 費	250,315	469,817	△219,502	
6 河 川 砂 防 費	1,955,005	1,798,546	156,459	
1 河 川 管 理 費	172,769	156,037	16,732	

(単位 千円)

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
	2 河川改修費	1,465,500	1,453,500	12,000	
	3 治山砂防費	316,736	189,009	127,727	
10	都市計画費	2,157,809	2,122,458	35,351	
	4 街路事業費	2,157,809	2,122,458	35,351	
	1 街路築造費	2,157,809	2,122,458	35,351	
13	教育費	856,924	780,997	75,927	
	11 社会教育費	856,924	780,997	75,927	
	3 動物園費	856,924	780,997	75,927	
14	災害復旧費	1,000	1,000	-	
	1 災害復旧費	1,000	1,000	-	
	1 土木施設 災害復旧費	1,000	1,000	-	
	合 計	47,736,953	40,395,066	7,341,887	

4. 歳出予算の説明

(9款) 土木費

(1項) 土木総務費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国県支出金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
9 土 木 費	44,721,220	37,490,611	7,230,609	5,577,464	16,896,000	10,435,763	11,811,993
1 土 木 総 務 費	5,553,727	5,689,308	△135,581	13,650	-	101,401	5,438,676
1 職 員 費	5,201,890	5,398,369	△196,479	-	-	-	5,201,890
2 土 木 総 務 費	204,261	192,583	11,678	-	-	37,035	167,226
3 防 災 安 全 対 策 費	147,576	98,356	49,220	13,650	-	64,366	69,560

本項の内容は、つぎのとおりである。

<u>(1目) 職 員 費</u>	<u>5,201,890千円</u>	
建設局職員(下水道事業関係職員を除く)の給料及び諸手当等		5,201,890千円
<u>(2目) 土 木 総 務 費</u>	<u>204,261千円</u>	
一般事務経費		107,949千円
事業用車両買替等経費		26,762千円
土木積算事務等経費		69,550千円
<u>(3目) 防 災 安 全 対 策 費</u>	<u>147,576千円</u>	
宅地等の保全, 造成許可等経費		1,537千円
防災事務経費		12,515千円
水防情報システム運営経費等		92,824千円
広報紙KOBED防災特別号の発行		25,700千円
危険がけ応急対策助成事業		15,000千円

(2項) 道路橋梁費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
9 土 木 費							
2 道 路 橋 梁 費	6,019,439	2,527,549	3,491,890	3,000	170,000	7,922,574	△2,076,135
1 道 路 橋 梁 費	4,865,799	1,271,909	3,593,890	3,000	29,000	7,918,774	△3,084,975
2 街 灯 費	1,129,130	1,231,130	△102,000	-	141,000	-	988,130
3 私 道 対 策 費	24,510	24,510	-	-	-	3,800	20,710

本項の内容は、つぎのとおりである。

(1目) 道路橋梁費

4,865,799千円

神戸駅南駐車場の神戸市への移管	3,500,000千円
放置自転車対策経費	862,625千円
道路パトロール等道路管理経費	261,076千円
道路占用事務経費	82,949千円
屋外広告物の指導及び規制経費	4,711千円
道路掘削工事調整経費	1,272千円
道路台帳の整備経費	67,064千円
庁舎整備経費	39,195千円
休日・夜間緊急連絡センター運営経費	46,907千円

(2目) 街灯費

1,129,130千円

街灯の維持管理経費	934,000千円
私道の街灯助成金	70,130千円
照明灯柱の点検・更新	125,000千円

(3目) 私道対策費

24,510千円

私道舗装等に対する助成金	19,000千円
私道の公道化に要する経費	5,510千円

(3項) 道路橋梁整備費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
9 土 木 費							
3 道路橋梁整備費	22,910,237	19,285,971	3,624,266	4,502,734	14,213,000	861,453	3,333,050
1 調 査 費	16,578	140,503	△123,925	-	-	-	16,578
2 広 域 幹 線 道 路 対 策 費	1,307,690	398,000	909,690	1,304,000	-	6,767	△3,077
3 道 路 改 良 費	12,798,013	8,967,966	3,830,047	1,800,650	10,088,000	774,504	134,859
4 道 路 補 修 費	3,994,352	4,727,685	△733,333	-	1,250,000	54,759	2,689,593
5 橋 梁 整 備 費	2,980,802	2,816,974	163,828	821,200	1,850,000	-	309,602
6 交 通 安 全 施 設 費	1,789,667	2,189,335	△399,668	576,884	1,025,000	-	187,783
7 受 託 工 事 費	23,135	45,508	△22,373	-	-	25,423	△2,288

本項の内容は、つぎのとおりである。

(1目) 調 査 費

16,578千円

将来道路網計画調査	995千円
みち・みず・みどりの学校	805千円
みちの懇談会	540千円
自転車活用推進計画推進	6,150千円
三宮地下空間のにぎわい創出	2,250千円
道路ネットワークの強化	5,838千円

(2目) 広域幹線道路対策費

1,307,690千円

地元説明資料作成及び地元要望対策	1,690千円
大阪湾岸道路西伸部 関連事業	1,306,000千円

(3目) 道 路 改 良 費

12,798,013千円

国道428号の国道改良	275,000千円
神戸三木線などの県道改良	199,700千円
商大線などの市道改良等	158,071千円
長田楠日尾線などの無電柱化	1,413,492千円
六甲山エリアなどの道路防災対策	2,994,000千円
下畑トンネルなどのトンネル対策	491,500千円
直轄国道(大阪湾岸道路西伸部・神戸西バイパス・43号・175号)事業の工事費負担金等	5,966,000千円
都心・三宮再整備関連	1,185,250千円
道路ネットワークの強化	115,000千円

<u>(4目) 道路補修費</u>	<u>3,994,352千円</u>	
道路の維持補修(車道・歩道・学校周辺カラー舗装等)		1,951,200千円
防護柵・歩道橋・トンネル・地下道等の道路施設の改築・補修		250,000千円
側溝の整備		818,000千円
道路・駅周辺等の美化		925,152千円
路面下空洞調査		50,000千円
<u>(5目) 橋梁整備費</u>	<u>2,980,802千円</u>	
深江大橋などの橋梁整備		2,791,000千円
御蔵歩道橋などの立体横断施設補修等		189,802千円
<u>(6目) 交通安全施設費</u>	<u>1,789,667千円</u>	
歩道・自転車歩行者道の整備		56,000千円
道路機能改善		150,000千円
交差点改良		5,000千円
道路標識の整備		137,000千円
あんしん歩道整備(歩道段差・波打ち解消)		237,000千円
自転車の利活用促進及び駐輪・放置自転車対策		135,500千円
セーフティロード整備等		235,000千円
バリアフリー道路特定事業		30,000千円
道路標識と歩道橋のアセットマネジメント		28,000千円
駅周辺整備		776,167千円
<u>(7目) 受託工事費</u>	<u>23,135千円</u>	
道路掘削跡の復旧工事及びその他の受託道路工事		23,135千円

(4項) 公園緑地費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
9 土 木 費							
4 公園緑地費	5,026,457	5,015,260	11,197	-	-	1,005,714	4,020,743
1 公園街路樹費	2,950,497	3,316,646	△366,149	-	-	437,766	2,512,731
2 六甲国立公園費	97,444	108,580	△11,136	-	-	22,631	74,813
3 有料公園等 管理費	1,978,516	1,590,034	388,482	-	-	545,317	1,433,199

本項の内容は、つぎのとおりである。

(1目) 公園街路樹費 2,950,497千円

公園照明灯LED化事業	97,695千円
運動施設備品購入	16,806千円
公園等の維持管理	1,600,813千円
街路樹・分離帯の維持管理	906,401千円
舞子東海浜緑地(アジュール舞子)の管理運営	97,720千円
福祉就労促進事業	99,162千円
公園駐車場管理	12,265千円
みなとのもり公園の管理	14,735千円
異常高温対策	4,900千円
街路樹再整備事業	100,000千円

(2目) 六甲国立公園費 97,444千円

再度公園・ハイキングコース・外国人墓地及び市有林の維持管理	97,444千円
-------------------------------	----------

(3目) 有料公園等管理費 1,978,516千円

相楽園の管理運営	44,602千円
神戸総合運動公園の管理運営	493,988千円
しあわせの村の管理運営	452,162千円
布引公園の管理運営	286,958千円
離宮公園の管理運営	171,273千円
森林植物園の管理運営	157,510千円
北神戸田園スポーツ公園の管理運営	120,900千円
御崎公園スタジアムの管理運営	251,123千円

(5項) 公園緑地整備費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
9 土 木 費							
5 公園緑地整備費	3,256,355	3,173,977	82,378	637,989	1,306,000	530,506	781,860
1 公園整備費	2,556,277	2,113,610	442,667	527,500	1,287,000	434,960	306,817
2 みどりの聖域 推進費	449,763	590,550	△140,787	110,489	19,000	53,238	267,036
3 緑化推進費	250,315	469,817	△219,502	-	-	42,308	208,007

本項の内容は、つぎのとおりである。

(1目) 公園整備費

2,556,277千円

都市公園施設整備等	541,755千円
安全安心な公園づくりのための施設整備等	766,796千円
国営明石海峡公園の整備にかかる負担金	48,591千円
落合中央公園再整備などの実施設計・調査等	116,450千円
公園事業基金の造成	196,685千円
東遊園地の再整備	886,000千円

(2目) みどりの聖域推進費

449,763千円

こうべ都市山再生事業	82,000千円
六甲山・摩耶山の活性化等	44,500千円
六甲山森林整備の推進	82,090千円
市民参加の森づくりなどの緑地の市民協働事業	13,250千円
六甲山森林リフレッシュなどの市有林の育成、松くい虫対策などの森林保全	56,990千円
緑地保全事業	12,783千円
緑地保全事業基金の造成	34,500千円
摩耶ケーブル・ロープウェイ(まやビューライン)運行等支援	122,650千円
地域の力を活かしたまちづくり事業	1,000千円

(3目) 緑化推進費

250,315千円

花のまち神戸の推進(市民花壇, スポンサー花壇, ハミング広場等)	39,629千円
市民公園, 市民の木・森等	18,249千円
花のプロムナード, 草花栽培等	93,648千円
花と緑のまち推進センターの管理運営経費	55,977千円
全国都市緑化フェア	2,500千円
緑化事業基金の造成	11,614千円
地域の力を活かしたまちづくり事業	5,248千円
生垣等緑化推進助成	3,750千円
緑化・飾花の推進	19,700千円

(6項) 河川砂防費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
9 土 木 費							
6 河川砂防費	1,955,005	1,798,546	156,459	420,091	1,207,000	14,115	313,799
1 河川管理費	172,769	156,037	16,732	-	20,000	13,895	138,874
2 河川改修費	1,465,500	1,453,500	12,000	366,000	951,000	-	148,500
3 治山砂防費	316,736	189,009	127,727	54,091	236,000	220	26,425

本項の内容は、つぎのとおりである。

(1目) 河川管理費 172,769千円

河川関連施設維持管理	5,502千円
河川愛護運動等の経費	2,790千円
準用・普通河川及び水路の補修, 浚渫, 草刈等	106,333千円
調整池の維持管理	48,800千円
河川モニタリングカメラシステム維持管理	6,310千円
河川増水警報装置維持管理等	3,034千円

(2目) 河川改修費 1,465,500千円

妙法寺川などの都市基盤河川改修事業	734,500千円
都市河川改修事業	22,000千円
準用河川等改修事業等	292,000千円
準用河川等点検維持	417,000千円

(3目) 治山砂防費 316,736千円

自然災害防止事業	88,000千円
市有林内山腹崩壊対策事業	50,000千円
砂防関連施設改修事業	3,500千円
急傾斜地崩壊対策事業地元負担金	88,000千円
急傾斜地指定調査	100千円
防災意識の向上	2,650千円
県単独補助治山事業	67,000千円
兵庫県治山林道協会などの分担金等	2,235千円
六甲山系山腹崩壊防止箇所調査	1,500千円
レッドゾーン防災対策	13,751千円

(10款) 都市計画費

(4項) 街路事業費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
10 都 市 計 画 費	2,157,809	2,122,458	35,351	769,010	1,139,000	100,000	149,799
4 街 路 事 業 費	2,157,809	2,122,458	35,351	769,010	1,139,000	100,000	149,799
1 街 路 築 造 費	2,157,809	2,122,458	35,351	769,010	1,139,000	100,000	149,799

本項の内容は、つぎのとおりである。

(1目) 街路築造費

2,157,809千円

山手幹線	246,500千円
御影山手線・弓場線	43,000千円
高羽線	20,000千円
神戸三田線	793,200千円
垂水妙法寺線外1線	515,800千円
須磨多聞線	225,500千円
塩屋多井畑線	47,600千円
星陵台舞子坂線	100,000千円
明石木見線	3,000千円
岩岡神出線	32,000千円
玉津大久保線	5,000千円
一般単独事業	26,209千円
代替地造成事業	100,000千円

(13款) 教育費

(11項) 社会教育費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
13 教 育 費	856,924	780,997	75,927	-	129,000	567,500	160,424
11 社 会 教 育 費	856,924	780,997	75,927	-	129,000	567,500	160,424
3 動 物 園 費	856,924	780,997	75,927	-	129,000	567,500	160,424

本項の内容は、つぎのとおりである。

(3目) 動物園費

856,924千円

施設・設備補修改修	149,434千円
展示動物収集事業	900千円
ジャイアントパンダ日中共同飼育繁殖研究	156,035千円
動物園の維持管理	547,634千円
夜桜の通り抜け事業	2,921千円

(14款) 災害復旧費

(1項) 災害復旧費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
14 災 害 復 旧 費	1,000	1,000	-	-	-	-	1,000
1 災 害 復 旧 費	1,000	1,000	-	-	-	-	1,000
1 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1,000	1,000	-	-	-	-	1,000

本項の内容は、つぎのとおりである。

(1目) 土木施設災害復旧費

1,000千円

土木施設災害復旧事業

1,000千円

5. 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額	備 考
令和3年度神戸市 道路公社債務保証	令和13年度まで	2,214,000	
令和3年度神戸市 道路公社有料道路事業	令和20年度まで	19,614,000	
令和3年度道路改良	令和5年度まで	428,000	
令和3年度橋梁整備	令和5年度まで	1,480,000	
令和3年度交通安全施設整備	令和4年度まで	597,000	
令和3年度街路樹管理	令和5年度まで	20,000	
令和3年度公園整備	令和5年度まで	740,000	
令和3年度河川改修	令和4年度まで	54,000	
令和3年度街路築造	令和4年度まで	275,000	

(参考)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	買 戻 し 期 限	備 考
令和3年度 公共用地取得事業(都市整備等基金)	1,273,246	令和8年度	

IV 駐 車 場 事 業 費

IV 駐 車 場 事 業 費

1. 歳入歳出予算一覧表

(単位 千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 事業収入		1,002,595	1 駐車場事業費		1,000,596
	1 使用料及 手数料	912,374		1 運営費	1,000,596
	2 諸収入	90,221	2 予備費		2,000
2 繰越金		1		1 予備費	2,000
合 計		1,002,596	合 計		1,002,596

2. 歳入予算の説明

(単位 千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 事業収入	1,002,595	982,288	20,307	
1 使用料及手数料	912,374	904,167	8,207	
1 使用料	912,374	904,167	8,207	市営駐車場使用料
2 諸収入	90,221	78,121	12,100	
1 雑入	90,221	78,121	12,100	複合施設管理負担金等
2 繰越金	1	1	-	
1 繰越金	1	1	-	
1 繰越金	1	1	-	
合計	1,002,596	982,289	20,307	

3. 歳出予算一覧表

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 駐 車 場 事 業 費	1,000,596	980,289	20,307	
1 運 営 費	1,000,596	980,289	20,307	
1 運 営 費	1,000,596	980,289	20,307	駐車場管理運営費等
2 予 備 費	2,000	2,000	-	
1 予 備 費	2,000	2,000	-	
1 予 備 費	2,000	2,000	-	
合 計	1,002,596	982,289	20,307	

4. 歳出予算の説明

(1款) 駐車場事業費

(1項) 運営費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
1 駐車場事業費	1,000,596	980,289	20,307	-	-	1,000,596	-
1 運営費	1,000,596	980,289	20,307	-	-	1,000,596	-
1 運営費	1,000,596	980,289	20,307	-	-	1,000,596	-

本項の内容は、つぎのとおりである。

(1目) 運営費

1,000,596千円

三宮, 花隈, 湊川公園, 新長田, 長田北町, 鈴蘭台, 細田, 新長田駅前, 舞子駅前, 和田岬駅前, 神戸駅南

各駐車場の管理運営

1,000,596千円

(2款) 予備費

(1項) 予備費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
2 予備費	2,000	2,000	-	-	-	2,000	-
1 予備費	2,000	2,000	-	-	-	2,000	-
1 予備費	2,000	2,000	-	-	-	2,000	-

本項の内容は、つぎのとおりである。

(1目) 予備費

2,000千円

駐車場事業予備費

2,000千円

V 下水道事業会計

V 下水道事業会計

1. 業務の予定量

(1) 事業量

区 分 事 項	本 年 度	前 年 度	比 較	伸 率 (%)	備 考
1 下水及びし尿処理					
下水処理量 (m ³ /日)	484,814	493,638	△8,824	△1.8	
し尿処理量 (m ³ /日)	87	90	△3	△3.3	
2 汚水中継及び雨水排除					
汚水中継量 (m ³ /日)	65,956	74,529	△8,573	△11.5	
雨水排除量 (m ³ /年)	13,059,203	13,842,583	△783,380	△5.7	

(2) 建設改良事業の概要

事 業 名	事 業 費	事 業 概 要
処 理 場 建 設	千円 4,063,067	東 灘 処 理 場 調査業務 西 部 処 理 場 土木建築工事 垂 水 処 理 場 土木建築工事・機械電気設備工事 ポ ー ト ア イ ラ ン ド 処 理 場 調査業務・土木建築工事
ポ ン プ 場 建 設	2,270,381	魚 崎 ポ ン プ 場 土木建築工事 東 川 崎 ポ ン プ 場 土木建築工事
汚 水 幹 枝 線 布 設	8,041,779	東 灘 処 理 区 15,438m 中 央 処 理 区 26,072m 鈴 蘭 台 処 理 区 6,460m 垂 水 処 理 区 5,499m 玉 津 処 理 区 6,080m 武 庫 川 上 流 処 理 区 2,800m 加 古 川 上 流 処 理 区 3,343m 計 65,692m
雨 水 幹 枝 線 布 設	2,389,382	東 灘 排 水 区 3,993m 中 部 排 水 区 510m 西 部 排 水 区 7,272m 鈴 蘭 台 排 水 区 2,500m 武 庫 川 排 水 区 4,229m 垂 水 排 水 区 2,515m 西 神 ニ ュ ー タ ウ ン 排 水 区 2,288m 玉 津 排 水 区 160m 計 23,467m
流 域 下 水 道	272,339	武庫川上流建設負担金 加古川上流建設負担金
処 理 施 設 等 整 備	4,925,237	処理場及びポンプ場の施設改良 建設改良部門職員の給料, 職員手当等
合 計	21,962,185	

2. 収入支出一覧

(1) 収益的収入及び支出

(単位 千円)

収 入			支 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 下水道事業 収 益		34,726,870	1 下水道事業費		34,443,884
	1 営業収益	24,060,452		1 営業費用	31,790,880
	2 営業外収益	10,666,418		2 営業外費用	2,614,682
		3 特別損失		8,322	
				4 予備費	30,000

(注) 当年度純損失(税抜き)は473,375千円となる。

(2) 資本的収入及び支出

(単位 千円)

収 入			支 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 資本的収入		17,780,023	1 資本的支出		29,042,426
	1 企業債	12,136,000		1 建設改良費	21,962,185
	2 国庫支出金	5,107,000		2 基金造成費	1,000
	3 他会計繰入金	335,523		3 企業債等償還金	7,049,241
	4 財産収入	1,000		4 予備費	30,000
	5 雑収入	200,500			

(注) 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額11,262,403千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。

3. 予算実施計画の説明

(1) 収益的収入及び支出

ア 収入

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 下水道事業収益	34,726,870	36,412,906	△1,686,036	
1 営業収益	24,060,452	25,513,619	△1,453,167	
1 下水道使用料	20,384,474	21,672,728	△1,288,254	一般汚水、浴場汚水及び共用汚水の下水道使用料
2 他会計負担金	7,000	12,000	△5,000	下水道使用料の減免等の負担金
3 雨水処理補助金	3,667,978	3,827,891	△159,913	雨水処理に充当する一般会計からの補助金
4 受託工事収益	1,000	1,000	—	下水道工事の受託による収入
2 営業外収益	10,666,418	10,899,287	△232,869	
1 受取利息及配当金	2,000	2,000	—	預金利子
2 他会計補助金	504,258	546,226	△41,968	一般会計からの補助金
3 国庫補助金	1,500	—	1,500	営業費用に充当する国庫補助金
4 長期前受金	9,638,000	9,836,000	△198,000	減価償却等に対応する長期前受金の収益化
5 雑収益	520,660	515,061	5,599	用地使用料等

イ 支 出

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 下 水 道 事 業 費	34,443,884	35,018,792	△574,908	
1 営 業 費 用	31,790,880	32,128,115	△337,235	
1 1 管 渠 費	542,411	543,604	△1,193	汚水及び雨水管渠の維持管理費
1 2 処 理 場 費	4,330,662	4,172,885	157,777	東灘処理場等の維持管理費
1 3 ポ ン プ 場 費	249,183	380,609	△131,426	本庄ポンプ場等の維持管理費
1 4 受 託 工 事 費	1,000	1,000	—	下水道工事の受託工事費
1 5 水 洗 化 促 進 費	748	749	△1	水洗化促進にかかる事務費
1 6 業 務 費	2,472,214	2,496,838	△24,624	下水道使用料徴収費, 広報活動費, 一般管理費, 流域下水道維持管理負担金, 貸倒引当金等
1 7 総 係 費	2,367,893	2,481,178	△113,285	維持管理部門職員の給料, 職員手当等
1 8 減 価 償 却 費	21,776,769	21,950,252	△173,483	固定資産減価償却費
1 9 資 産 減 耗 費	50,000	101,000	△51,000	固定資産除却費
2 営 業 外 費 用	2,614,682	2,815,393	△200,711	
2 1 支 払 利 息 及 企 業 債 取 扱 諸 費	2,076,685	2,277,452	△200,767	企業債等の支払利息及び諸手数料
2 2 消 費 税	500,000	500,000	—	消費税及び地方消費税納付額
2 3 雑 支 出	37,997	37,941	56	営業外の諸費用
3 特 別 損 失	8,322	45,284	△36,962	
3 1 過 年 度 損 益 損 修 正 損	8,322	10,484	△2,162	下水道使用料の過年度分還付等
3 2 そ の 他 特 別 損 失	—	34,800	△34,800	
4 予 備 費	30,000	30,000	—	
4 1 予 備 費	30,000	30,000	—	

給与費内訳 職員 284人(短時間勤務職員68人を含む)の報酬70,426千円, 給料939,026千円, 手当等984,317千円, 法定福利費 363,545千円を計上

(2) 資本的収入及び支出

ア 収入

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 資 本 的 収 入	17,780,023	17,561,791	218,232	
1 企 業 債	12,136,000	9,809,000	2,327,000	
1 1 下 水 道 事 業 公 債	12,136,000	9,809,000	2,327,000	建設改良費に充当する企業債
2 国 庫 支 出 金	5,107,000	5,054,015	52,985	
1 下 水 道 事 業 費 補 助 金	5,107,000	5,054,015	52,985	建設改良費に充当する国庫補助金
3 他 会 計 繰 入 金	335,523	275,696	59,827	
1 一 般 会 計 繰 入 金	335,523	275,696	59,827	企業債元金償還金（緊特債・臨特債）等に充当する一般会計からの繰入金
4 財 産 収 入	1,000	1,000	—	
1 基 金 収 入	1,000	1,000	—	下水道事業基金運用益
5 基 金 繰 入 金	—	2,200,000	△2,200,000	
1 基 金 繰 入 金	—	2,200,000	△2,200,000	下水道事業基金からの繰入金
5 雑 収 入	200,500	222,080	△21,580	
1 工 事 負 担 金	199,500	221,080	△21,580	建設改良費に充当する工事負担金
2 雑 収 入	1,000	1,000	—	建設改良費に充当する諸収入

イ 支 出

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 資 本 的 支 出	29,042,426	32,628,927	△3,586,501	
1 建 設 改 良 費	21,962,185	21,273,383	688,802	
1 処 理 場 建 設 費	4,063,067	5,062,063	△998,996	東灘等4処理場
2 ポンプ場建設費	2,270,381	1,226,762	1,043,619	魚崎等2ポンプ場
3 汚水幹枝線布設費	8,041,779	7,418,322	623,457	東灘等7処理区
4 雨水幹枝線布設費	2,389,382	1,404,990	984,392	東灘等8排水区
5 流域下水道事業費	272,339	355,131	△82,792	武庫川上流及び加古川上流流域下水道建設負担金
6 処理施設等整備費	4,925,237	5,806,115	△880,878	下水道施設改良費及び建設部門職員の給料、職員手当等
2 基 金 造 成 費	1,000	83,000	△82,000	
1 基 金 造 成 費	1,000	83,000	△82,000	下水道事業基金造成費
3 企 業 債 等 償 還 金	7,049,241	11,242,544	△4,193,303	
1 企 業 債 償 還 金	7,049,241	11,242,544	△4,193,303	企業債元金償還金
4 予 備 費	30,000	30,000	—	
1 予 備 費	30,000	30,000	—	

給与費内訳 職員109人(短時間勤務職員13人を含む)の報酬18,859千円, 給料 364,438千円, 手当等 372,389千円, 法定福利費 134,539千円を計上

4. 令和3年度神戸市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純損失	△ 473,375
	減価償却費	21,776,769
	資産減耗費	50,000
	貸倒引当金の増減額	9,900
	退職給付引当金の増減額	28,644
	賞与引当金の増減額	△ 9,000
	長期前受金戻入額	△ 9,638,000
	受取利息及び受取配当金	△ 2,000
	支払利息	2,071,751
	基金運用による収入	1,000
	未収金・破産更生債権等の増減額	1,158,328
	未払金増減額	△ 6,207,052
	たな卸資産の増減額	100
	消費税資本的収支調整額	1,385,767
	小計	10,152,832
	利息及び配当金の受取額	2,000
	利息の支払額	△ 2,071,751
	業務活動によるキャッシュ・フロー	8,083,081
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	固定資産の取得	△ 21,992,185
	国庫補助金	5,266,250
	一般会計繰入金	140,034
	工事負担金	199,500
	雑収入	1,000
	基金造成費	△ 1,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 16,386,401
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てる企業債収入	12,136,000
	建設改良費等の財源に充てた企業債償還	△ 7,049,241
	一般会計繰入金	215,506
	財務活動によるキャッシュ・フロー	5,302,265
	資金減少額	△ 3,001,055
	資金期首残高	36,030,839
	資金期末残高	33,029,784

5. 令和3年度神戸市下水道事業会計予定貸借対照表

(令和4年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部		負債及び資本の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1 固定資産	607,151,562	3 固定負債	150,898,793
(1)有形固定資産	601,035,839	(1)企業債	148,098,553
イ土地	55,759,985	(2)引当金	2,576,346
ロ建物	55,988,485	イ退職給付引当金	2,576,346
ハ建物附属設備	15,100,151	(3)その他固定負債	223,894
ニ構築物	833,896,848		
ホ機械及装置	178,772,763	4 流動負債	18,231,216
ヘ車両運搬具	150,628	(1)企業債	6,781,876
ト工具器具及備品	2,894,954	(2)未払金	11,215,613
チ建設仮勘定	44,918,260	(3)預り金	17,342
減価償却累計額	△ 586,446,235	(4)引当金	216,385
(2)無形固定資産	2,006,964	イ賞与引当金	216,385
イ施設利用権	1,986,599		
ロ地上権	13,521	5 繰延収益	209,940,756
ハ電話加入権	6,844	長期前受金	501,804,065
(3)投資その他の資産	4,108,759	収益化累計額	△ 291,863,309
イ基金	3,962,737		
ロその他の投資	146,022		
ハ破産更生債権等	47,441		
貸倒引当金	△ 47,441		
		(負債合計)	379,070,765
2 流動資産	38,731,487	6 資本金	118,260,550
(1)現金預金	33,029,785		
(2)未収金	5,685,064	7 剰余金	148,551,734
(3)貯蔵品	14,469	(1)資本剰余金	144,066,976
(4)前払費用	1,985	イ国庫補助金	48,347,536
(5)前払金	184	ロ他会計繰入金	40,197
		ハ工事負担金	71,063,012
		ニ受贈財産評価額	997,505
		ホその他資本剰余金	23,618,726
		(2)剰余金	4,484,758
		イ建設改良積立金	2,669,195
		ロ当年度未処分剰余金	1,815,563
		(資本合計)	266,812,284
合 計	645,883,049	合 計	645,883,049

注記

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 個別法による原価法によっている。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法 定額法による

・主な耐用年数

建物	45年～50年	建物付属設備	8年～15年
構築物	50年	機械及装置	10年～20年
車両運搬具	5年	工具器具及備品	5年～15年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法 定額法による

3 重要なリース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

4 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。なお、一般会計が負担すると見込まれる金額にかかる会計基準変更時の差異（221,666千円）については、平成26年度から職員の退職までの平均残余勤務年数内（14年）で、均等額を費用処理している。

(2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4ヵ月分）を計上している。

(3) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、破産更生債権等について、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

II 予定貸借対照表等に関する注記

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表上に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は33,638,868千円である。

III リース契約により使用する固定資産に関する注記

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料

1年内 3,590千円 1年超 2,966千円 計 6,556千円

IV その他の注記

1 退職給付引当金の取崩し

当事業年度において、退職手当178,286千円を支給するため、退職給付引当金178,286千円を使用する。

6. 令和2年度神戸市下水道事業会計予定貸借対照表

(令和3年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部		負債及び資本の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1 固定資産	608,859,537	3 固定負債	145,516,026
(1)有形固定資産	602,799,180	(1)企業債	142,744,431
イ土地	55,377,718	(2)引当金	2,547,702
ロ建物	55,332,548	イ退職給付引当金	2,547,702
ハ建物附属設備	10,752,926	(3)その他固定負債	223,893
ニ構築物	829,655,818		
ホ機械及装置	177,473,851	4 流動負債	24,714,632
ヘ車両運搬具	150,628	(1)企業債	7,049,240
ト工具器具及備品	2,688,299	(2)未払金	17,422,665
チ建設仮勘定	36,232,345	(3)預り金	17,342
減価償却累計額	△ 564,864,953	(4)引当金	225,385
(2)無形固定資産	1,952,598	イ賞与引当金	225,385
イ施設利用権	1,919,139		
ロ地上権	26,615	5 繰延収益	214,425,267
ハ電話加入権	6,844	長期前受金	496,670,575
(3)投資その他の資産	4,107,759	収益化累計額	△ 282,245,308
イ基金	3,961,737		
ロその他の投資	146,022	(負債合計)	384,655,925
ハ破産更生債権等	37,541		
貸倒引当金	△ 37,541	6 資本金	118,260,550
2 流動資産	42,900,870		
(1)現金預金	36,030,839	7 剰余金	148,843,932
(2)未収金	6,853,292	(1)資本剰余金	143,885,799
(3)貯蔵品	14,569	イ国庫補助金	48,188,286
(4)前払費用	1,986	ロ他会計繰入金	20,180
(5)前払金	184	ハ工事負担金	71,063,012
		ニ受贈財産評価額	997,504
		ホその他資本剰余金	23,616,817
		(2)剰余金	4,958,133
		イ建設改良積立金	2,669,195
		ロ当年度未処分剰余金	2,288,938
		(資本合計)	267,104,482
合 計	651,760,407	合 計	651,760,407

注記

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 個別法による原価法によっている。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法 定額法による

・主な耐用年数

建物	45年～50年	建物付属設備	8年～15年
構築物	50年	機械及装置	10年～20年
車両運搬具	5年	工具器具及備品	5年～15年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法 定額法による

3 重要なリース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

4 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。なお、一般会計が負担すると見込まれる金額にかかる会計基準変更時の差異（221,666千円）については、平成26年度から職員の退職までの平均残余勤務年数内（14年）で、均等額を費用処理している。

(2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4ヵ月分）を計上している。

(3) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、破産更生債権等について、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

II 予定貸借対照表等に関する注記

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表上に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は32,883,987千円である。

III リース契約により使用する固定資産に関する注記

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料

1年内 6,365千円 1年超 6,556千円 計 12,921千円

IV その他の注記

1 退職給付引当金の取崩し

当事業年度において、退職手当182,518千円を支給するため、退職給付引当金182,518千円を使用する。

7. 債務負担行為

事項	限度額	令和2年度末までの支払義務発生見込額		令和3年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	国 支出金	県 企業債	その他	一般会計 補助金
処理場運営 (平成30年度)	2,286,500	令和元年度 以降	1,037,024	令和5年度 まで	1,249,476	-	-	1,249,476	-
処理場運営 (令和2年度)	7,237,104	-	-	令和22年度 まで	7,237,104	-	-	7,237,104	-
処理場運営 (令和3年度)	605,645	-	-	令和7年度 まで	605,645	-	-	605,645	-
ポンプ場運営 (令和2年度)	135,060	-	-	令和7年度 まで	135,060	-	-	123,170	11,890
管渠維持管理 (令和3年度)	328,587	-	-	令和8年度 まで	328,587	-	-	328,587	-
処理場建設 (令和2年度)	12,507,565	-	-	令和22年度 まで	12,507,565	6,018,853	5,902,150	586,562	-
処理場建設 (令和3年度)	355,751	-	-	令和4年度 まで	355,751	94,767	259,000	1,984	-
ポンプ場建設 (平成27年度)	10,728,000	平成28年度 以降	4,934,338	令和6年度 まで	5,793,662	3,172,526	2,264,000	357,136	-
ポンプ場建設 (令和2年度)	4,169,880	-	-	令和8年度 まで	4,169,880	1,881,340	2,080,100	208,440	-
ポンプ場建設 (令和3年度)	5,910	-	-	令和4年度 まで	5,910	1,500	4,000	410	-
汚水幹枝線布設 (令和3年度)	2,092,577	-	-	令和4年度 まで	2,092,577	-	2,083,000	9,577	-
雨水幹枝線布設 (令和2年度)	4,111,130	-	-	令和8年度 まで	4,111,130	1,462,273	2,510,000	138,857	-
雨水幹枝線布設 (令和3年度)	212,000	-	-	令和4年度 まで	212,000	-	212,000	-	-
流域下水道 (平成14年度)	504,000	平成15年度 以降	361,075	令和7年度 まで	142,925	-	-	142,925	-
流域下水道 (平成16年度)	9,500	平成17年度 以降	1,893	令和17年度 まで	7,607	-	-	7,607	-
流域下水道 (平成17年度)	7,500	平成18年度 以降	1,762	令和18年度 まで	5,738	-	-	5,738	-
流域下水道 (平成19年度)	32,000	平成20年度 以降	8,215	令和19年度 まで	23,785	-	-	23,785	-
流域下水道 (平成20年度)	17,000	平成21年度 以降	3,955	令和20年度 まで	13,045	-	-	13,045	-
流域下水道 (平成21年度)	4,000	平成22年度 以降	724	令和21年度 まで	3,276	-	-	3,276	-
流域下水道 (平成22年度)	6,000	平成23年度 以降	614	令和22年度 まで	5,386	-	-	5,386	-
流域下水道 (平成23年度)	5,000	平成24年度 以降	867	令和22年度 まで	4,133	-	-	4,133	-
流域下水道 (平成24年度)	5,000	平成25年度 以降	1,405	令和23年度 まで	3,595	-	-	3,595	-
流域下水道 (平成25年度)	7,000	平成26年度 以降	447	令和24年度 まで	6,553	-	-	6,553	-
流域下水道 (平成26年度)	10,000	平成27年度 以降	483	令和25年度 まで	9,517	-	-	9,517	-
流域下水道 (平成27年度)	10,000	平成28年度 以降	306	令和26年度 まで	9,694	-	-	9,694	-
流域下水道 (平成28年度)	10,000	平成29年度 以降	115	令和27年度 まで	9,885	-	-	9,885	-
流域下水道 (平成29年度)	10,000	平成30年度 以降	48	令和28年度 まで	9,952	-	-	9,952	-
流域下水道 (平成30年度)	10,000	令和元年度 以降	50	令和29年度 まで	9,950	-	-	9,950	-
流域下水道 (令和元年度)	10,000	令和2年度 以降	41	令和30年度 まで	9,959	-	-	9,959	-
流域下水道 (令和2年度)	10,000	-	-	令和31年度 まで	10,000	-	-	10,000	-
流域下水道 (令和3年度)	10,000	-	-	令和32年度 まで	10,000	-	-	10,000	-
処理施設等整備 (令和3年度)	3,420,250	-	-	令和5年度 まで	3,420,250	1,641,150	1,775,000	4,100	-

8. 企業債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道建設事業	千円 12,136,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる。 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	9%以内 (ただし利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

9. 一時借入金 借入限度額 1,000,000 千円

10. 予定支出の各項の経費の金額の流用

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

11. 他会計からの補助金 4,514,759 千円
(一般会計から)

12. たな卸資産購入限度額 100,000 千円

VI 工 事 計 画 表

(一 般 会 計)

(款) 9 土 木 費

(項) 2 道 路 橋 梁 費

(目) 2 街 灯 費

番号	事 項 名	箇 所	内 容
1	照 明 灯 柱 の 更 新	市 内 一 円	照 明 灯 柱 の 更 新
2	照 明 灯 柱 の 点 検	〃	照 明 灯 柱 の 点 検

(項) 3 道路橋梁整備費

(目) 3 道路改良費

1. 国道改良

番号	路 線 名	箇所	内 容
		区	
1	国 道 428 号	北	道 路 改 良

2. 県道改良

番号	路 線 名	箇所	内 容
		区	
1	新 神 戸 停 車 場 線 (フ ラ ワ ー ロ ー ド)	中 央	道 路 改 良
2	市 野 瀬 有 馬 線 (五 社)	北	〃
3	三 木 三 田 線 (野 瀬)	〃	〃
4	神 戸 三 木 線 (西 盛 口)	西	〃
5	小 部 明 石 線 (枳 木)	〃	〃
6	神 戸 明 石 線 (王 塚 台)	〃	〃

3. 市道改良

番号	路 線 名	箇所	内 容
		区	
1	有 馬 中 央 線	北	歩 道 設 置
2	商 海 大 岸 線 (通)	垂 水	道 路 改 良
3	西 神 中 央 線	西	〃
4	神 戸 二 見 線 (印 路)	〃	歩 道 設 置

4. 無電柱化

番号	路 線 名	箇 所	内 容
		区	
1	東 灘 芦 屋 線 (深 江 南)	東 灘	電 線 共 同 溝
2	商 船 学 校 線	〃	〃
3	長 田 楠 日 尾 線 (六 甲)	灘	〃
4	八 幡 線	〃	〃
5	長 田 楠 日 尾 線 (楠 町)	中 央	〃
6	長 田 楠 日 尾 線 (熊 内)	〃	〃
7	長 田 楠 日 尾 線 (福 原)	兵 庫	〃
8	長 田 楠 日 尾 線 (下 沢 通)	〃	〃
9	西 出 高 松 前 池 線 (南 駒 栄)	長 田	〃
10	野 田 外 浜 線 (外 浜)	〃	〃

5. 道路防災対策

番号	路 線 名	箇 所	内 容
		区	
1	神 戸 六 甲 線	灘	法 面 対 策
2	明 石 神 戸 宝 塚 線	〃	〃
3	神 戸 箕 谷 線	中 央 ・ 北	〃
4	夢 野 白 川 線	兵 庫	〃
5	国 道 428 号	北	〃
6	山 麓 線	長 田	〃
7	垂 水 妙 法 寺 線	須 磨	〃
8	塩 屋 丸 山 線	垂 水	〃
9	神 戸 三 木 線	西	〃
10	道 路 防 災 対 策	市 内 一 円	〃

6. トンネル対策

番号	路線名	箇所	内容
		区	
1	中野線 (中野トンネル)	東灘	補修
2	夢野白川線 (鶴トンネル)	兵庫	〃
3	国道428号 (小部トンネル)	北	〃
4	長田箕谷線 (岩山東トンネル)	須磨	〃
5	垂水妙法寺線 (玉坂トンネル(上り))	〃	〃
6	垂水妙法寺線 (玉坂トンネル(下り))	〃	〃
7	白川伊川谷線 (神の谷トンネル(上り))	〃	〃
8	白川伊川谷線 (神の谷トンネル(下り))	〃	〃
9	神戸明石線 (下畑トンネル)	垂水	〃

7. 都心・三宮再整備関連

番号	路線名	箇所	内容
		区	
1	生田川右岸線	中央	道路改良
2	北野川線	〃	〃
3	新神戸停車場線 (三宮北)	〃	〃
4	東町線	〃	〃
5	葺合南58号線	〃	〃
6	三宮中央通り線 (三宮中央通り地下通路)	〃	〃
7	新神戸停車場線 (税関前歩道橋)	〃	歩道橋改築
8	ハーバーランド北線 (ハーバーランド東ブリッジ)	〃	〃
9	若菜神戸駅線	〃	設備新設
10	新神戸停車場線 (三宮駐車場)	〃	昇降機設置等

8. 道路ネットワークの強化

番号	路線名	箇所	内容
		区	
1	神戸三田線 (皆森～谷上)	北	道路改良

(目) 4 道路補修費

1. 側溝整備

番号	所 管 別	箇所(区)	内 容
1	東 部 建 設 事 務 所 管 内	東 灘 ・ 灘	改 築 ・ 補 修
2	中 部 建 設 事 務 所 管 内	中 央 ・ 兵 庫	〃
3	北 建 設 事 務 所 管 内	北	〃
4	西 部 建 設 事 務 所 管 内	長 田 ・ 須 磨	〃
5	垂 水 建 設 事 務 所 管 内	垂 水	〃
6	西 建 設 事 務 所 管 内	西	〃

2. 舗装補修

(1) 車道補修

番号	所 管 別	箇所(区)	内 容
1	東 部 建 設 事 務 所 管 内	東 灘 ・ 灘	改 築 ・ 補 修
2	中 部 建 設 事 務 所 管 内	中 央 ・ 兵 庫	〃
3	北 建 設 事 務 所 管 内	北	〃
4	西 部 建 設 事 務 所 管 内	長 田 ・ 須 磨	〃
5	垂 水 建 設 事 務 所 管 内	垂 水	〃
6	西 建 設 事 務 所 管 内	西	〃

(2) 歩道補修

番号	所 管 別	箇所(区)	内 容
1	東 部 建 設 事 務 所 管 内	東 灘 ・ 灘	A s 又 は 平 板 補 修
2	中 部 建 設 事 務 所 管 内	中 央 ・ 兵 庫	〃
3	北 建 設 事 務 所 管 内	北	〃
4	西 部 建 設 事 務 所 管 内	長 田 ・ 須 磨	〃
5	垂 水 建 設 事 務 所 管 内	垂 水	〃
6	西 建 設 事 務 所 管 内	西	〃

(3) 雪寒対策

番号	所 管 別	箇 所 (区)	内 容
1	東 部 建 設 事 務 所 管 内	東 灘 ・ 灘	凍 結 防 止 剤 散 布
2	北 建 設 事 務 所 管 内	北	”

3. 道路施設整備

(1) 道路施設整備

番号	事 項 名	箇 所	内 容
		区	
1	ト ン ネ ル 照 明 LED 化	市 内 一 円	道 路 照 明 更 新

(2) 道路附属施設整備・補修

番号	事 項 名	箇 所	内 容
1	防 護 柵	市 内 一 円	補 修
2	区 画 線	”	”
3	道 路 反 射 鏡	”	”
4	路 側 標 識	”	”
5	路 側 構 造 物 補 修	”	”

4. 道路管理強化(路面下空洞調査)

番号	事 項 名	箇 所	内 容
1	路 面 下 空 洞 調 査	市 内 一 円	路 面 下 空 洞 調 査

(目) 5 橋梁整備費

1. 橋梁整備

番号	路線名	箇所	内容
		区	
1	深江浜町1号線 (深江大橋)	東灘	橋梁補修
2	新交通六甲島線 (住吉～南魚崎)	〃	〃
3	葺合里83号線 (観瀑橋)	中央	〃
4	神戸三田線 (第三平野橋)	兵庫	橋梁架替
5	有野八多線 (柳谷大橋)	北	耐震補強
6	長田箕谷線 (花山大橋(上り)(下り))	長田	〃
7	東落合1号線 (南白川橋)	須磨	橋梁補修
8	平野舞子停車場線 (神明大橋)	垂水	耐震補強
9	西神中央線 (櫛谷第一大橋)	西	〃
10	橋梁整備	市内一円	橋梁修繕・点検

2. 立体横断施設補修

番号	路線名	箇所	内容
		区	
1	国道28号 (御蔵歩道橋)	長田	補修
2	神戸明石線 (明舞歩道橋)	垂水	〃
3	西神中央線 (西神中央駅前南歩道橋)	西	〃
4	学園緑道19号線 (外大東歩道橋)	〃	〃
5	立体横断施設	市内一円	〃

3. 地下構造物補修

番号	路線名	箇所	内容
		区	
1	長田楠日尾線 (布引地下道)	中央	補修
2	生田筋線 (三宮11街区連絡地下道)	〃	〃

(目) 6 交通安全施設費

1. 歩道・自転車歩行者道整備

番号	路線名	箇所	内容
		区	
1	東灘芦屋線	東灘	自転車走行空間整備

2. 道路機能改善

番号	路線名	箇所	内容
		区	
1	葺合南54号線	中央	道路整備
2	鯉川線	〃	〃

3. 交差点改良

番号	路線名	箇所	内容
		区	
1	山手幹線	灘	交差点改良

4. 道路標識

番号	事項名	箇所	内容
1	歩行者系案内サイン	市内一円	標識改修
2	道路案内標識 (大型案内標識)	〃	〃

5. あんしん歩道整備

番号	事項名	箇所	内容
1	歩道段差解消	市内一円	段差解消
2	波打ち歩道解消	〃	波打ち解消

6. 自転車の利活用促進及び駐輪・放置自転車対策

番号	事項名	箇所	内容
		区	
1	神出山田自転車道の利活用	北・西	シェアサイクル試行
2	駐輪対策の推進	市内一円	駐輪場改修他

7. セーフティロード整備事業

番号	事項名	箇所	内容
1	セーフティロード整備	市内一円	交通安全 総点検フォローアップ他
2	いこいの道整備	〃	ベンチ・手すりの設置他

8. バリアフリー道路特定事業

番号	地区名	箇所	内容
		区	
1	塚本線	兵庫	バリアフリー化

9. アセットマネジメント

番号	事 項 名	箇 所	内 容
1	道 路 案 内 標 識 (アセットマネジメント)	市 内 一 円	撤 去
2	横 断 歩 道 橋 (アセットマネジメント)	〃	〃

10. 小規模改良

番号	事 項 名	箇 所	内 容
1	小 規 模 改 良	市 内 一 円	局 所 的 改 良 ベンチ・手すりの補修

11. 駅周辺整備

番号	事 項 名	箇 所	内 容
		区	
1	甲 南 山 手 駅 北 側 広 場	東 灘	駅 前 広 場 等 整 備
2	灘 駅 前 広 場	灘	〃
3	神 戸 駅 前 広 場	中 央	〃
4	岡 場 駅 前 広 場	北	〃
5	長田楠日尾線(高速長田駅前)	長 田	〃
6	鷹 取 駅 前 広 場	長 田・須 磨	〃
7	名 谷 駅 北 側 広 場	須 磨	〃
8	垂 水 駅 前 空 間	垂 水	〃
9	西 神 中 央 駅 西 側 広 場	西	〃

12. 地下鉄海岸線の活性化

番号	路 線 名	箇 所	内 容
		区	
1	大 輪 田 泊 石 棕 周 辺 整 備	兵 庫	歩 道 整 備

(目) 7 受託工事費

番号	事 項 名	箇 所	内 容
1	掘 削 跡 復 旧 工 事	市 内 一 円	舗 装

(項) 4 公園緑地費

(目) 1 公園街路樹費

1. 街路樹再整備

番号	事項名	箇所	内容
1	樹種転換・樹木更新	市内一円	樹木撤去・植栽工他
2	支障木撤去	〃	樹木撤去他

(目) 2 六甲国立公園費

番号	事項名	箇所	内容
1	ハイキング道整備	市内一円	階段等施設整備 (全山縦走路他)

(項) 5 公園緑地整備費

(目) 1 公園整備費

番号	種別	事項名(公園名)	箇所	内容
			区	
1	地区	東遊園地	中央	施設整備・活性化
2	近隣	磯上公園	〃	実施設計
3	総合	海浜公園	須磨	調査・設計
4	地区	落合中央公園	〃	実施設計
5	都緑	平磯緑地	垂水	施設改修
6	-	子どもの遊び場 拠点の整備	市内一円	実施設計
7	-	公園トイレ チェンジアクション	〃	トイレの洋式化・手すり設置等
8	-	公園緑地の防災対策	〃	法面対策
9	-	安全安心な公園づくり	〃	公園内危険箇所の解消対策等

近隣…近隣公園

地区…地区公園

総合…総合公園

都緑…都市緑地

(目) 2 みどりの聖域推進費

番号	事 項 名	箇所	内 容
		区	
1	摩耶山活性化事業	灘	登山道整備
2	再度公園の活用	北	園地整備
3	土地の買い入れ	長田	用地買い戻し
4	私有林整備	六甲山系他	人工林・二次林整備(下刈・間伐他)
5	市有林整備	市内一円	二次林整備(下刈・間伐他)
6	多目的管理道整備他	〃	多目的管理道整備他
7	森林病虫害対策	〃	被害調査・被害木処理他

(目) 3 緑化推進費

1. 市民公園

番号	事 項 名	箇所	内 容
1	市民公園	市内一円	遊具等施設の改修

2. 緑化・飾花の推進

番号	事 項 名	箇所	内 容
		区	
1	未利用市有地における 緑化・飾花	北・須磨	施設整備他

(項) 6 河川砂防費

(目) 1 河川管理費

1. 河川管理事業

番号	種別	事項名	箇所	内容
1	準・普	準用・普通河川等の維持	市内一円	維持管理
2	〃	調整池の維持管理	〃	〃

(目) 2 河川改修費

1. 都市基盤河川改修

番号	種別	河川名	箇所	内容
			区	
1	二	妙法寺川	須磨	護岸工替 橋梁架
2	〃	伊川	西	護岸工
3	〃	櫛谷川	〃	〃

2. 都市河川改修

番号	種別	事項名	箇所	内容
			区	
1	二	近年の気候変動に伴う対策	市内一円	測量調査
2	〃	都市基盤河川の維持	〃	維持管理

3. 準用河川等改修

番号	種別	河川名	箇所	内容
			区	
1	準	僧尾川他	市内一円	護岸工他
2	普	天神川他	〃	〃

4. 準用河川等補修

番号	種別	事項名	箇所	内容
1	準・普	河川管理施設点検	市内一円	施設点検・補修

二…二級河川

準…準用河川

普…普通河川

(目) 3 治山砂防費

1. 自然災害防止

番号	事 項 名	箇 所	内 容
		区	
1	自 然 災 害 防 止	東 灘	斜 面 対 策 工
2	〃	灘	〃

2. 市有林内山腹崩壊対策

番号	事 項 名	箇 所	内 容
		区	
1	市 有 林 内 山 腹 崩 壊 対 策	中 央	調 査 設 計
2	〃	兵 庫	〃

3. 砂防関連施設改修

番号	事 項 名	箇 所	内 容
		区	
1	砂 防 関 連 施 設 改 修	灘	維 持 補 修 工
2	〃	北	調 査 設 計
3	〃	垂 水	維 持 補 修 工

4. 県単独補助治山事業

番号	事 項 名	箇 所	内 容
		区	
1	県 単 独 補 助 治 山 事 業	兵 庫	山 腹 工

(款) 10 都市計画費

(項) 4 街路事業費

(目) 1 街路築造費

番号	路線名	箇所	内容
		区	
1	山手幹線	東灘	工事・用地買収
2	御影山手線外1線	東灘	測量設計
3	高羽線	灘	〃
4	神戸三田線	北	工事・測量設計・用地買収
5	垂水妙法寺線外1線	須磨	〃
6	須磨多聞線	〃	〃
7	塩屋多井畑線	垂水	測量設計・用地買収
8	星陵台舞子坂線	〃	工事
9	明石木見線	西	測量設計
10	岩岡神出線他1線	〃	測量設計・用地買収

(款) 13 教育費

(項) 11 社会教育費

(目) 3 動物園費

番号	事 項 名	箇 所	内 容
		区	
1	施 設 改 修 事 業	灘	アシカ池・ホッキョクグマ舎観覧通路改修工事 海鳥舎主塔等改修工事 コアラ舎等屋根改修工事 南食堂解体工事 受変電設備更新工事

(下水道事業会計)

(款) 1 資本的支出

(項) 1 建設改良費

(目) 1 処理場建設費

施設名	工種	工事名	数量
東灘処理場	調査業務	汚泥処理施設事業者選定支援業務	一式
西部処理場	土木建築工事	北系水処理施設築造工事	〃
垂水処理場	土木建築工事	東側トイレ新設工事	〃
		新垂水体育館アクセス道路整備工事	〃
	機械電気設備工事	東2系水処理機械設備工事他	〃
		東2系水処理電気設備工事他	〃
ポートアイランド処理場	調査業務	改築更新に伴う事業者選定支援(その2)	〃
	土木建築工事	再生水管布設工事(ポートアイランド2期・沖)	〃

(目) 2 ポンプ場建設費

施設名	工種	工事名	数量
魚崎ポンプ場	土木建築工事	改築更新事業(第1期)	一式
東川崎ポンプ場	土木建築工事	神戸駅周辺地区浸水対策事業	〃

(目) 3 汚水幹枝線布設費

処理区	行政区	工事名	工種	断面(mm)	数量(m)	
東灘処理区	東灘	本山中町4丁目地区汚水管改築更新工事(その2)	ライニング	φ 250	1,917	
		御影塚町2丁目地区他汚水管改築更新工事(その4)	〃	〃	783	
		田中町1丁目地区他汚水管改築更新工事	〃	〃	1,261	
		甲南町3丁目地区他汚水管改築更新工事	〃	〃	1,242	
		電線共同溝事業(東灘芦屋線)に伴う汚水管管移設工事	開削	〃	350	
	深江浜東水管橋布設替工事	その他	φ 600	146		
	灘	山田町3丁目地区他汚水管改築更新工事	ライニング	φ 250	1,312	
		大石東町5丁目地区他汚水管改築更新工事	〃	〃	1,574	
		福住通6丁目地区他汚水管改築更新工事	〃	〃	919	
		水道筋6丁目地区他汚水管改築更新工事	〃	〃	1,252	
		城内通1丁目地区他汚水管改築更新工事	〃	〃	1,300	
		岩屋北町5丁目地区他汚水管改築更新工事	〃	〃	932	
		葺合灘汚水幹線改築更新工事	〃	φ 1,100	700	
		街路築造事業(山手幹線(灘)に伴う汚水管移設工事	開削	φ 250	480	
	中央	脇浜町2丁目地区汚水管改築更新工事	ライニング	φ 250	1,270	
	中央処理区	中央	橘通2丁目地区他汚水管改築更新工事	ライニング	φ 250	1,046
			新開地5丁目地区他汚水管改築更新工事	〃	〃	963
			御幸通6丁目地区他汚水管改築更新工事	〃	〃	631
			加納町2丁目地区他汚水管改築更新工事	〃	〃	1,270
江戸町地区他汚水管改築更新工事			〃	〃	762	
北長狭通3丁目地区汚水管改築更新工事			〃	〃	1,110	
北長狭通5丁目地区汚水管改築更新工事			〃	〃	1,022	
下山手通3丁目地区汚水管改築更新工事			〃	〃	1,641	
花隈町地区汚水管改築更新工事			〃	〃	1,694	
東川崎町7丁目地区他汚水管改築更新工事			〃	〃	1,198	
電線共同溝事業(長田楠日尾線(楠町)に伴う汚水管管移設工事			開削	〃	290	
電線共同溝事業(長田楠日尾線(上筒井通)に伴う汚水管管移設工事			〃	〃	300	
兵庫		湊川町8丁目地区他汚水管改築更新工事	ライニング	φ 250	1,040	
		東山町4丁目地区他汚水管改築更新工事	〃	〃	826	
		切戸町地区他汚水管改築更新工事	〃	〃	1,082	
		電線共同溝事業(長田楠日尾線(下沢通)に伴う汚水管管移設工事	開削	〃	150	
		電線共同溝事業(長田楠日尾線(福原)に伴う汚水管管移設工事	〃	〃	220	
		都市計画道路事業(東山菊水線)に伴う汚水管管移設工事	〃	〃	200	
		細街路整備事業(菊水町5丁目)に伴う汚水管管移設工事	〃	〃	110	
		兵庫区柵調査	調査業務	-	一式	
長田		上池田6丁目地区他汚水管改築更新工事	ライニング	φ 250	1,053	
		川西通2丁目地区他汚水管改築更新工事	〃	〃	1,281	
		腕塚町1丁目地区他汚水管改築更新工事	〃	〃	787	
		荻藻通4丁目地区他汚水管改築更新工事	〃	〃	765	
		電線共同溝事業(西出高松前池線(南駒栄)に伴う汚水管管移設工事	開削	〃	310	
		電線共同溝事業(野田外浜線(外浜)に伴う汚水管管移設工事	〃	〃	200	
		房王寺線街路築造工事に伴う汚水管管移設工事	〃	〃	230	
		長田区柵調査	調査業務	-	一式	
須磨		妙法寺地区汚水管改良工事	ライニング	φ 250	1,509	
		行幸町1丁目地区他汚水管改築更新工事	〃	〃	903	
		寺田町3丁目地区他汚水管改築更新工事	〃	〃	850	
		若宮町3丁目地区他汚水管改築更新工事	〃	〃	810	
		前池町2丁目地区他汚水管改築更新工事	〃	〃	989	
	街路築造事業(須磨多聞線(西須磨)に伴う汚水管撤去工事	開削	〃	140		
	街路築造事業(垂水妙法寺線(禅昌寺)に伴う汚水管管移設工事	〃	〃	90		
	高倉台残置圧送管撤去工事	〃	〃	600		
	須磨区柵調査(中央処理区)	調査業務	-	一式		

処理区	行政区	工事名	工種	断面(mm)	数量(m)
鈴蘭台処理区	北	南五葉5丁目地区他污水管改築更新工事	ライニング	φ 250	1,880
		北五葉1丁目地区他污水管改築更新工事(その2)	〃	〃	1,801
		北五葉4丁目地区他污水管改築更新工事(その2)	〃	〃	1,167
		北五葉5丁目地区他污水管改築更新工事	〃	〃	1,612
垂水処理区	垂水	東垂水3丁目地区他污水管改良工事	ライニング	φ 250	1,881
		美山台3丁目地区他污水管改良工事	〃	〃	1,204
		本多間2丁目地区他污水管改築更新工事	〃	〃	588
		街路築造事業(星陵台舞子坂線)に伴う污水管移設工事	開削	〃	160
	青山台5丁目不明管撤去工事	〃	〃	496	
須磨	白川台3丁目地区他污水管改良工事	〃	φ 250	1,170	
	須磨区(垂水処理区)樹調査	調査業務	-	1式	
玉津処理区	西	王塚台1丁目地区他污水管改築更新工事(その3)	ライニング	φ 250	1,838
		森友5丁目地区污水管改良工事	〃	〃	1,665
		王塚台1丁目地区污水管改築更新工事(その4)	〃	〃	827
		王塚台5丁目地区他污水管改築更新工事(その3)	〃	〃	1,686
		岩岡町地区污水管布設工事	開削	φ 200	64
武庫川上流処理区	北	唐櫃台1丁目地区他污水管改良工事	ライニング	φ 250	1,053
		唐櫃台4丁目地区他污水管改良工事(その2)	〃	〃	1,067
		街路築造事業(神戸三田線(日下部))に伴う污水管移設工事	開削	〃	200
		街路築造事業(神戸三田線(大池))に伴う污水管移設工事	〃	〃	200
		街路築造事業(神戸三田線(有馬口))に伴う污水管移設工事	〃	〃	280
加古川上流処理区	北	青葉台地区他污水管改良工事(その2)	ライニング	φ 250	2,100
		青葉台地区污水管改良工事(その3)	〃	〃	1,243

(目) 4 雨水幹枝線布設費

排水区	行政区	工事名	工種	断面(mm)	数量(m)
東灘排水区	東灘	川西雨水幹線築造工事	開削	□1,000×700	120
		野寄雨水幹線改築工事	〃	φ 700他	225
		東管内面の改修工事	内面補修	φ 800他	2,500
		王子町地区他雨水幹線改修工事	〃	□1,000×500他	983
		魚崎南町地区合流管布設工事	開削	φ 450	15
		深江本町・北町地区合流管改良工事	管更生	φ 400	150
		地区別浸水対策基本検討業務	基本検討	—	一式
中部排水区	中央	神戸駅周辺地区浸水対策事業	詳細設計他	—	一式
		第二長葎雨水幹線(元町駅西)改築工事	開削	φ 1,000	70
		浜辺連絡雨水幹線改築他工事	更生	〃	225
	兵庫	鴨越雨水幹線改築工事	開削	□800×800	75
		新蟹川雨水幹線改築工事	〃	□2,400×1,600他	50
		新蟹川2-1号雨水幹線改築工事	〃	□800×500	50
	塚本2号雨水幹線改築工事	〃	φ 600	40	
西部排水区	長田	本庄町雨水幹線改築工事	開削	□1,500×1,200	110
		海運町2号雨水幹線改築工事	〃	□1,400×800	53
		林田中部雨水幹線他改築工事	開削他	□4,000×2,000	130
		中央管内面の改修工事	内面補修	φ 800他	2,500
		鷹取町地区他雨水幹線改修工事	〃	□1,800×2,400他	4,181
		旧惣谷川雨水幹線改築工事	開削	□800×800	30
		長楽町雨水幹線改築工事	〃	□1,000×600	54
	須磨	獅子堀川雨水幹線築造他工事	開削	U2,000×1,400他	53
		須磨駅前雨水幹線改築工事	〃	□900×600	39
	潮見台雨水幹線改築工事	〃	800/500×1,000他	122	
鈴蘭台排水区	北	北管内面の改修工事	内面補修	φ 800他	2,500
武庫川排水区	北	有野台地区他雨水幹線改修工事	内面補修	□2,000×1,600他	4,229
垂水排水区	垂水	西管内面の改修工事	内面補修	φ 800他	2,500
		南平尾雨水幹線改築工事	開削	φ 800	15
西神ニュータウン排水区	西	狩場台町地区他雨水幹線改修工事	内面補修	□1,600×1,800他	2,288
玉津排水区	西	今津2号雨水幹線築造工事	開削	□1,200×1,200	160

(目) 6 処理施設等整備費

施設名	工種	工事名	数量
東灘処理場	土木建築工事	分場1・2系水処理施設上屋補修他	一式
	機械電気設備	分場1・2系生物反応槽散気装置機械設備他	〃
中部処理場	土木建築工事	西側遊歩道整備工事他	〃
ポートアイランド処理場	機械電気設備	中央監視設備用他PLC改修他	〃
鈴蘭台処理場	機械電気設備	低段生汚移送ポンプ更新他	〃
西部処理場	土木建築工事	管理棟照明設備更新他	〃
	機械電気設備	2系1・3号最初沈殿池汚泥かき寄せ機機械設備他	〃
垂水処理場	土木建築工事	本場2系最初沈殿池他防食被覆改修(1)他	〃
	機械電気設備	本場1系2・3池生物反応槽散気装置機械設備他	〃
玉津処理場	土木建築工事	管理本館他換気設備更新他	〃
	機械電気設備	中央監視設備更新他	〃
本庄ポンプ場	機械電気設備	2・4号雨水ポンプ用ガスタービンエンジン改修	〃
和田岬ポンプ場	土木建築工事	外壁改修	〃
湊川ポンプ場	機械電気設備	2・3号雨水ポンプ機械設備他	〃
宇治川ポンプ場	機械電気設備	電磁流量計取替	〃
舞子ポンプ場	土木建築工事	消防設備改修他	〃
	機械電気設備	汚水ポンプVVVF盤改修	〃

VII 関 連 議 案

第17号議案

神戸市道路公社が六甲有料道路事業，六甲北有料道路事業及び六甲北有料道路2期事業の変更等許可申請をすることに同意する件

神戸市道路公社が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第4項及び同法第11条第4項の規定により六甲有料道路事業，六甲北有料道路事業及び六甲北有料道路2期事業の一部変更並びに六甲有料道路，六甲北有料道路及び六甲北有料道路2期を一の道路として徴収している料金の徴収に係る一部変更について国土交通大臣の許可を受けるに当たり，同法第16条第1項の規定により同公社から次のとおり同意を求められたので，これに同意する。

令和3年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

令和2年12月9日

道路管理者 神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造様

神戸市道路公社

理事長 名倉重晴 ㊞

六甲有料道路事業等の変更許可申請の同意について

六甲有料道路事業，六甲北有料道路事業及び六甲北有料道路2期事業の一部を下記のとおり変更することについて，道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第4項及び同法第11条第4項の規定により国土交通大臣の許可を受けたいので，同法第16条第1項の規定により，あらかじめ，同意を求めます。

記

1 工事予算

イ 六甲有料道路

「145億7,400万円」を「167億7,000万円（うち今回施工分21億9,600万円）」に改める。

ロ 六甲北有料道路

「184億4,000万円」を「191億7,900万円（うち今回施工分7億3,900万円）」に改める。

ハ 六甲北有料道路2期

「156億2,400万円」を「159億8,900万円（うち今回施工分3億6,500万円）」に改める。

2 一の道路として料金を徴収する期間

「平成14年6月1日から令和13年7月2日までとする。（換算起算日から40年以内とする）」を「平成14年6月1日から令和20年7月2日までとする。（換算起算日から45年以内とする）」に改める。

3 料金の額

以下の内容を加える。

「

(1) 大沢 I C 再入場割引

イ 割引を適用する自動車

大沢 I C を出てから 2 時間以内に大沢 I C に再入場する E T C 車

ロ 割引額

車種区分ごとに次式により計算される金額とする。

ただし、計算結果が負の値となる場合は、割引額を 0 円とする。

「大沢 I C を出る際に発生する料金の額」

＋「大沢 I C に入る際に発生する料金の額」

－「大沢 I C を通過する際に発生する料金の額」

(2) 割引相互間の適用関係

イ 大沢 I C 再入場割引を受ける自動車は他の全ての割引に重複して適用する。

ロ 他の全ての割引は、大沢 I C 再入場割引を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。

(3) 社会実験への料金適用についての特別措置

六甲有料道路、六甲北有料道路及び六甲北有料道路 2 期において社会実験として、以下のとおり料金割引又は料金設定が実施できるものとする。

イ 割引を適用する自動車

六甲有料道路、六甲北有料道路及び六甲北有料道路 2 期の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

」

理 由

道路整備特別措置法第16条第2項の規定により，議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

道路整備特別措置法 ぬきがき

(地方道路公社の行う一般国道等の新設又は改築)

第10条 地方道路公社は、一般国道（その新設又は改築が当該一般国道の存する地域の利害に特に関係があると認められるものに限る。）、都道府県道又は市町村道（これらの道路のうち、第12条第1項に規定する道路網を構成している道路を除き、高速道路以外の道路にあつては当該道路の通行者又は利用者がその通行又は利用により著しく利益を受けるものに限る。）について、道路法第12条、第15条、第16条第1項若しくは第2項本文、第17条第1項から第3項まで若しくは第88条第2項の規定又は同法第16条第2項ただし書若しくは第19条第1項の規定に基づき成立した協議（同法第16条第4項又は第19条第4項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定めにかかわらず、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、設計図その他国土交通省令で定める書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 工事方法及び工事予算

(3)～(6) [略]

3 [略]

4 地方道路公社は、第1項の許可を受けた後、第2項第1号、第2号、第5号又は第6号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

5～7 [略]

(地方道路公社の行う料金の徴収の特例)

第11条 地方道路公社は、前条第1項の許可（同条第4項の許可を含む。以下同じ。）を受けて料金を徴収している2以上の道路につき、次に掲げる要件に適合する場合には、国土交通大臣の許可を受けて、これらの道路を一の道路として料金を徴収することができる。

(1) 当該2以上の道路が、通行者又は利用者が相当程度共通であり、又は相互に代替関係にあることにより、交通上密接な関連を有すると認められること。

(2) 当該2以上の道路についての料金の徴収を一体として行うことが適当であると認められ

る特別の事情があること。

2 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、国土交通省令で定める書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 料金

(3) 料金の徴収期間

3 [略]

4 地方道路公社は、第1項の許可を受けた後、第2項第2号又は第3号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

5, 6 [略]

(道路管理者の同意等)

第16条 地方道路公社は、第10条第1項の許可、第11条第1項の許可（同条第4項の許可を含む。以下同じ。）、第12条第1項の許可、第13条第1項の認可又は前条第1項の許可（同条第4項の許可を含む。以下同じ。）を受けようとするときは、あらかじめ、当該許可又は認可に係る道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）の同意を得なければならない。

2 道路管理者は、前項の同意をしようとするとき（第12条第2項第2号の工事実施計画又は第13条第2項第2号の料金若しくは同項第3号の料金の徴収期間について同意をしようとするときを除く。）は、あらかじめ、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

神戸市道路公社が六甲有料道路事業、六甲北有料道路事業及び 六甲北有料道路 2 期事業の変更等許可申請をすることに同意する 件について

1. 趣 旨

本件は、神戸市道路公社が六甲有料道路事業、六甲北有料道路事業及び六甲北有料道路 2 期事業の一部変更並びに一の道路として料金を徴収する期間の変更について、国土交通大臣にその事業変更等許可を申請することに本市が同意するに当たり、道路整備特別措置法第 16 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を経ようとするもの。

2. 内 容

六甲有料道路、六甲北有料道路及び六甲北有料道路第 2 期において、落石対策やトンネル照明の LED 化などの改築工事を行うことにより、安全・安心な道路の提供を図るとともに、六甲北有料道路 2 期の大沢 IC において社会実験として実施してきた再入場割引を恒常施策として実施することにより、利用しやすい道路の提供を図る。

(1) 工事予算(総事業費)の変更

486 億 3,800 万円→519 億 3,800 万円 (+33 億円)

(路線別内訳)

六甲有料道路 145 億 7,400 万円→167 億 7,000 万円(+21 億 9,600 万円)

六甲北有料道路 184 億 4,000 万円→191 億 7,900 万円(+7 億 3,900 万円)

六甲北有料道路 2 期 156 億 2,400 万円→159 億 8,900 万円(+3 億 6,500 万円)

(2) 改築工事の内容

①防災機能の強化…落石対策工・橋梁耐震補強・法面对策工

②安全性向上…トンネル照明 LED 化・多機能舗装 (スリップ事故抑制)

(3) 一の道路として料金を徴収する期間の変更

(現行) 平成 14 年 6 月 1 日から令和 13 年 7 月 2 日まで

(変更) 平成 14 年 6 月 1 日から令和 20 年 7 月 2 日まで

(4) 料金の変更

道の駅神戸フルーツ・フラワーパーク大沢のオープンに伴い、平成 29 年 3 月 30 日より六甲北有料道路 2 期の大沢 IC において社会実験として実施してきた再入場割引を恒常施策として実施する。また、今後社会実験を実施する場合に備え、料金設定の特別措置について規定する。

(参考) 大沢 I C 再入場割引の額

	出場料金	再入場料金		割引額	本線料金 (参考)
		割引前	割引後		
普通車	100	100	60	40	160
大型車 I	160	160	100	60	260
大型車 II	380	380	210	170	590
軽自動車	50	50	—	割引適用外	110

※割引は出場後 2 時間以内に再入場する E T C 車に適用

第18号議案

神戸市道路公社の定款変更の認可を共同申請する件

神戸市道路公社の道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更について同公社から次のとおり協議があったので，地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第5条第3項の規定により，同公社と共同して国土交通大臣に当該定款の変更の認可の申請を行う。

令和3年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

道路管理者 神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造様

神戸市道路公社

理事長 名倉重晴 ㊞

道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更の認可申請の協議について

道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更について、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第5条第2項及び第3項の規定により貴市と共同して国土交通大臣に認可の申請をしたいので、同条第3項の規定により協議します。

記

次の表の改正前の欄に掲げる規定の太線の表示部分を削る。

改正後	改正前																		
<p>(道路の整備に関する基本計画) 第15条 この道路公社は、次の路線に係る道路を新設し、又は改築して料金を徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路線名</th> <th style="text-align: center;">管理の区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>市道布引 鶴線</td> <td>神戸市中央区布引町付近から 神戸市北区山田町下谷 上字中一里山付近まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	管理の区間	[略]	[略]	市道布引 鶴線	神戸市中央区布引町付近から 神戸市北区山田町下谷 上字中一里山付近まで	[略]	[略]	<p>(道路の整備に関する基本計画) 第15条 この道路公社は、次の路線に係る道路を新設し、又は改築して料金を徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路線名</th> <th style="text-align: center;">管理の区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>市道布引 鶴線</td> <td>神戸市中央区布引町付近から 神戸市北区山田町下谷 上字中一里山付近まで</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">市道神戸 駅裏線 (ハーバ ーランド 第1駐車 場)</td> <td style="border: 2px solid black;">神戸市中央区東川崎町 1丁目及び相生町1丁 目地内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	管理の区間	[略]	[略]	市道布引 鶴線	神戸市中央区布引町付近から 神戸市北区山田町下谷 上字中一里山付近まで	市道神戸 駅裏線 (ハーバ ーランド 第1駐車 場)	神戸市中央区東川崎町 1丁目及び相生町1丁 目地内	[略]	[略]
路線名	管理の区間																		
[略]	[略]																		
市道布引 鶴線	神戸市中央区布引町付近から 神戸市北区山田町下谷 上字中一里山付近まで																		
[略]	[略]																		
路線名	管理の区間																		
[略]	[略]																		
市道布引 鶴線	神戸市中央区布引町付近から 神戸市北区山田町下谷 上字中一里山付近まで																		
市道神戸 駅裏線 (ハーバ ーランド 第1駐車 場)	神戸市中央区東川崎町 1丁目及び相生町1丁 目地内																		
[略]	[略]																		

理 由

地方道路公社法第5条第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

地方道路公社法 ぬきがき

(定款)

第5条 道路公社は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

(1)～(6) [略]

(7) 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第3条の一般国道，都道府県道及び市町村道をいう。以下同じ。）の整備に関する基本計画

(8)，(9) [略]

2 定款の変更は、国土交通大臣（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下「指定市」という。）以外の第8条の市が設立した道路公社にあつては都道府県知事とし，以下「国土交通大臣等」という。）の認可を受けなければ，その効力を生じない。

3 設立団体たる地方公共団体の変更又は道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更についての前項の認可の申請は，設立団体（新たに設立団体となる地方公共団体を含む。以下この項，次項及び第6項において同じ。）が道路公社と協議して定めるところに基づき，道路公社と設立団体が共同して行うものとする。

4，5 [略]

6 設立団体は，第3項の規定により第2項の認可の申請をしようとするとき，又は前項の同意をしようとする場合において当該定款の変更が業務の範囲の変更若しくは基本財産の額の増加に係るものであるときは，あらかじめ，議会の議決を経なければならない。

神戸市道路公社の定款変更の認可を共同申請する件について

1. 趣 旨

本件は、神戸市道路公社の道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更について、同公社と共同して国土交通大臣に認可の申請を行うに当たり、地方道路公社法第 5 条第 6 項の規定に基づき、議会の議決を経ようとするもの。

2. 内 容

神戸市道路公社が所管する神戸駅南駐車場（ハーバーランド第 1 駐車場）について、料金徴収期間満了に伴い、本市に移管するにあたり、同公社の定款の一部を変更する。

(1) 市道神戸駅裏線（ハーバーランド第 1 駐車場）の削除

神戸市道路公社定款 第 4 章道路の整備に関する基本計画 第 15 条について、神戸駅南駐車場を本市に移管することに伴い下記の太線の表示部分を削る。

改正後		改正前	
(道路の整備に関する基本計画) 第 15 条 この道路公社は、次の路線に係る道路を新設し、又は改築して料金を徴収する。		(道路の整備に関する基本計画) 第 15 条 この道路公社は、次の路線に係る道路を新設し、又は改築して料金を徴収する。	
路線名	管理の区間	路線名	管理の区間
[略]	[略]	[略]	[略]
市道布引鶴線	神戸市中央区布引町付近から 神戸市北区山田町下谷上字中一里山付近まで	市道布引鶴線	神戸市中央区布引町付近から 神戸市北区山田町下谷上字中一里山付近まで
		市道神戸駅裏線 (ハーバーランド第 1 駐車場)	神戸市中央区東川崎町 1 丁目及び相生町 1 丁目地内
[略]	[略]	[略]	[略]

第19号議案

道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例の件

道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例

道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例（平成5年10月条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
名称	位置	使用の対象となる自動車の種類	名称	位置	使用の対象となる自動車の種類
神戸市 神戸駅 南駐車 場	神戸市中央 区東川崎町 1丁目市道 神戸駅裏線 路面下	普通自動車及 び自動二輪車	神戸市 和田岬 駅前駐 車場	神戸市兵庫 区和田宮通 5丁目市道 西出高松前 池線路面下	普通自動車及 び自動二輪車

神戸市 和田岬 駅前駐 車場	神戸市兵庫 区和田宮通 5丁目市道 西出高松前 池線路面下	普通自動車及 び自動二輪車
[略]	[略]	[略]

[略]	[略]	[略]

別表第2（第3条関係）

名称	駐車を開始 できる時間	駐車を終了 できる時間
神戸市神 戸駅南駐 車場	終日	終日
神戸市和 田岬駅前 駐車場	午前7時か ら午後11時 まで	午前7時か ら午後12時 まで
神戸市長 田北町駐 車場		
[略]	[略]	[略]

別表第2（第3条関係）

名称	駐車を開始 できる時間	駐車を終了 できる時間
神戸市和 田岬駅前 駐車場	午前7時か ら午後11時 まで	午前7時か ら午後12時 まで
神戸市長 田北町駐 車場		
[略]	[略]	[略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第3（第5条関係）

名称	駐車料金		1日当たりの上限額
	区分	駐車料金の単位となる時間及び金額	
神戸市神戸 駅南駐車場	午前7時から午後 10時まで	入車の時から30分を経過するまで にあっては200円、入車から 30分を経過した後には15 分につき100円	月曜日か ら金曜日 まで（休 日を除 く。）に あつては 1,220 円、日曜 日及び土 曜日並び に休日 にあつては 1,530円
	午後10時から翌日の 午前7時まで	60分につき100円	
神戸市和田 岬駅前駐車 場		20分につき100円	1,020円
[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

別表第4（第5条関係）

改正前

別表第3（第4条関係）

名称	駐車料金		1日当たりの上限額
	区分	駐車料金の単位となる時間及び金額	
神戸市和田 岬駅前駐車 場		20分につき100円	1,020円
[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

別表第4（第4条関係）

名称	回数駐車券の料金		定期駐車券の種類、利用できる曜日及び時間並びに1月当たりの料金			
			昼間	平日昼間	夜間	全日
神戸市神戸駅南駐車場	3,300円相当の回数駐車券 3,000円 5,500円相当の回数駐車券 5,000円	2,200円相当の回数駐車券 2,000円	午前7時から午後10時まで 26,480円	月曜日から金曜日の午前7時から午後10時まで 18,330円	午前0時から午前8時まで及び午後5時から午後12時まで 15,790円	30,560円
神戸市和田岬駅前駐車場		1,100円相当の回数駐車券 1,000円	午前8時から午後8時まで 12,220円		午前0時から午前8時まで及び午後8時から午後12時まで 8,150円	20,370円
神戸市長田北町駐車場		1,650円相当の回数駐車券 1,500円	午前8時から午後8時まで 13,240円	月曜日から金曜日の午前8時から午後8時まで 11,200円	午前0時から午前8時から午後12時まで 11,200円	19,350円
神戸市新長田駅前			午前7時から午後	月曜日から金曜日の午前	午前0時から午前	20,370円

名称	回数駐車券の料金	定期駐車券の種類、利用できる曜日及び時間並びに1月当たりの料金			
		昼間	平日昼間	夜間	全日
神戸市和田岬駅前駐車場	1,650円相当の回数駐車券 1,500円 3,300円相当の回数駐車券 3,000円 5,500円相当の回数駐車券 5,000円	午前8時から午後8時まで 12,220円		午前0時から午前8時まで及び午後8時から午後12時まで 8,150円	20,370円
神戸市長田北町駐車場		午前8時から午後8時まで 13,240円	月曜日から金曜日の午前8時から午後8時まで 11,200円	午前0時から午前8時から午後12時まで 11,200円	19,350円
神戸市新長田駅前駐車場		午前7時から午後9時まで 17,310円	月曜日から金曜日の午前7時から午後9時まで 14,260円	午前0時から午前8時から午後12時まで 10,190円	20,370円
神戸市舞子駅前駐車場		午前8時から午後8時まで 12,220円	月曜日から金曜日の午前7時から午後12時		15,280円

駐車場		9時までの前 17,310円	までの午後7時から午後9時まで 14,260円	8時及び午後8時から午後12時まで 10,190円	
神戸市舞子駅前駐車場		午前8時から午後8時まで 12,220円	月曜日から金曜日の前7時から午後12時まで 8,150円		15,280円

備考 [略]

備考 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，令和4年3月28日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし，次項の規定は，公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例（以下「新条例」という。）を施行するために必要な神戸市神戸駅南駐車場に係る指定管理者の指定その他の準備行為は，施行日前においても，新条例の例によりすることができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に神戸市道路公社により発行された回数駐車券及び定期駐車券については，なお従前の例により使用することができるものとする。この場合における駐車料金については，当該回数駐車券及び定期駐車券の発行の時に徴収したものとみなす。

理 由

神戸市神戸駅南駐車場の神戸市への移管等に当たり，条例を改正する必要があるため。

道路法第 24 条の 2 第 1 項の規定に基づき駐車料金を徴収する

自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例の件について

1. 趣 旨

神戸駅南駐車場が神戸市道路公社から神戸市に移管されること及び和田岬駅前駐車場の回数駐車券を追加することに伴い、条例を改正するものである。

2. 内 容

- ①神戸市道路公社が所管する神戸駅南駐車場について、有料道路事業の完了に伴い令和 4 年 3 月 28 日に本市に移管されるにあたり、神戸駅南駐車場を追加する。
- ②和田岬駅前駐車場について、近隣に神戸市総合児童センターが令和 4 年春頃建設されるにあたり、一定の利用者増加が見込まれ、サービス向上のため回数駐車券を追加する。

3. 施行期日

令和 4 年 3 月 28 日から施行する。